１１月２９日　開会

令和４年１２月定例会（　　）

１２月１５日　閉会

飯 綱 町 議 会　　会 議 録

令和４年12月飯綱町議会定例会　会議録目次

○招集告示 …… 1

○応招・不応招議員 …… 2

第１号（11月29日）

○議事日程 …… 3

○本日の会議に付した事件 …… 4

○出席議員 …… 4

○欠席議員 …… 5

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… 5

○事務局職員出席者 …… 5

○開会及び開議の宣告 …… 6

○町長あいさつ …… 6

○会議録署名議員の指名 …… 10

○会期の決定 …… 10

○諸般の報告、質疑 …… 11

○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 21

○議案第69号から議案第72号の一括上程、説明 …… 22

○議案第69号の質疑、付託 …… 25

○議案第70号の質疑、付託 …… 26

○議案第71号の質疑、付託 …… 26

○議案第72号の質疑、付託 …… 27

○議案第73号、議案第74号の一括上程、説明 …… 27

○議案第73号の質疑、付託 …… 29

○議案第 74 号の質疑、付託 …… 29

○議案第 75 号の上程、説明、質疑、付託 …… 30

○議案第 76 号の上程、説明、付託 …… 34

○議案第 77 号から議案第 82 号の一括上程、説明 …… 37

○議案第 83 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 40

○請願の付託 …… 42

○陳情の付託 …… 42

○散会の宣告 …… 42

第２号（12 月１日）

○議事日程 …… 44

○本日の会議に付した事件 …… 44

○出席議員 …… 44

○欠席議員 …… 44

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… 44

○事務局職員出席者 …… 45

○一般質問一覧表 …… 46

○開議の宣告 …… 47

○一般質問

中　島　和　子 …… 47

中　井　寿　一 …… 60

瀧　野　良　枝 …… 66

石　川　信　雄 …… 80

伊　藤　まゆみ …… 91

○散会の宣告 …… 103

第３号（12 月 15 日）

○議事日程 …… 105

○本日の会議に付した事件 …… 106

○出席議員 …… 106

○欠席議員 …… 106

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… 106

○事務局職員出席者 …… 107

○開議の宣告 …… 108

○諸般の報告 …… 108

○常任委員会審査報告、質疑 …… 108

○常任委員会付託案件に対する討論、採決 …… 115

○議案第 77 号の質疑、討論、採決 …… 124

○議案第 78 号の質疑、討論、採決 …… 125

○議案第 79 号の質疑、討論、採決 …… 125

○議案第 80 号の質疑、討論、採決 …… 126

○議案第 81 号の質疑、討論、採決 …… 127

○議案第 82 号の質疑、討論、採決 …… 128

○議案第 84 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 129

○議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 130

○議案第 86 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 131

○議案第 87 号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 133

○発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 134

○発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 136

○発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決 …… 139

○議員派遣の件 …… 141

○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について …… 141

○町長あいさつ …… 142

○閉議及び閉会の宣告 …… 143

○予算決算常任委員会　審査報告書 …… 144

○総務産業常任委員会　審査報告書 …… 145

○福祉文教常任委員会　審査報告書 …… 151

○会議録署名 …… 154

飯綱町告示第１３７号

令和４年１２月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和　４年１１月２２日

飯綱町長　　峯　村　　勝　盛

１　期　　日　　令和　４年１１月２９日

２　場　　所　　飯綱町役場　議場

３　付議案件　　下記のとおり

議案番号	議　　案　　名
報告第１９号	分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告について
報告第２０号	令和３年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について
議案第６８号	東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
議案第６９号	飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例
議案第７０号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第７１号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第７２号	飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第７３号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例
議案第７４号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
議案第７５号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例
議案第７６号	令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）
議案第７７号	令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第７８号	令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第７９号	令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）
議案第８０号	令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）
議案第８１号	令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第８２号	令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第８３号	町道路線の認定について

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	三ツ井　忠　義	２番	中　井　寿　一
３番	小　林　文　廣	４番	瀧　野　良　枝
５番	青　山　　弘	６番	中　島　和　子
７番	樋　口　　功	８番	風　間　行　男
９番	目須田　　修	１０番	石　川　信　雄
１１番	清　水　　滿	１２番	大　川　憲　明
１３番	伊　藤　まゆみ	１４番	原　田　幸　長
１５番	渡　邉　千賀雄		

不応招議員（なし）

令和４年12月飯綱町議会定例会

（ 第 1 号 ）

令和４年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第１号）

令和４年１１月２９日（火曜日）午前１０時開会

町長あいさつ

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

報告第19号　分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告について

報告第20号　令和３年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について

日程第　４　議案第68号　東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について

日程第　５　議案第69号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

日程第　６　議案第70号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第　７　議案第71号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　８　議案第72号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第　９　議案第73号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第１０　議案第74号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日程第１１　議案第75号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

日程第１２　議案第76号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）

日程第１３　議案第77号　令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１４　議案第78号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第１５　議案第79号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）

日程第１６　議案第 80 号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第１７　議案第 81 号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１８　議案第 82 号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１９　議案第 83 号　町道路線の認定について

日程第２０　請願

請願第　７号　免税軽油制度の継続を求める請願

日程第２１　陳情

陳情第　８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

陳情第　９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情

陳情第 10 号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番　　三ツ井　忠　義　　２番　　中　井　寿　一

３番	小林文廣	４番	瀧野良枝
５番	青山　弘	６番	中島和子
７番	樋口　功	８番	風間行男
９番	目須田　修	１０番	石川信雄
１１番	清水　満	１２番	大川憲明
１３番	伊藤まゆみ	１４番	原田幸長
１５番	渡邉千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	峯村勝盛	副町長	池内武久
教育長	馬島敦子		
農業委員会長	高橋明彦	選挙管理委員長	黒岩長弘
総務課長	徳永裕二	企画課長	土屋龍彦
税務会計課長	土倉正和	住民環境課長	藤沢茂行
保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	平井喜一朗
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	清水純一

事務局職員出席者

事務局長	梨本克裕	事務局書記	関　竜典

開会　午前１０時００分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　皆さんおはようございます。

コロナ感染対策を引き続きとりながら進めて参りたいと思います。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和４年12月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　令和４年12月飯綱町議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。今年も残り１ヶ月程を残す時期となりました。議員各位におかれまし何かとご多用ところ、12月定例議会に定刻までにご参集頂きまして厚く御礼申し上げます。

本年３月の定例議会のご挨拶で、令和４年度は、大きな災害もなく豊作の年であってほしいと申し上げましたが、おかげ様で願った通りの１年であったと感じております。８月、９月の集中豪雨に伴う災害対策、なかなか終息が見えない新型コロナ感染症対策など課題も残されておりますが、平穏な年であったと思っております。

先日久しぶりに埼玉県鶴ヶ島市、日高市にリンゴの販売に行ってまいりました。３年ぶりに開催された産業祭りに参加させていただきました。鶴ヶ島市、日高市ともにリンゴの販売は大変な人気でありました。何百人もの行列ができ、市民の皆さんに飯綱町のりんごがしっかり定着していることを確認致しました。市長さんとも親しく懇談できましたが、都市との交流という点でも、りんごは大きな役割を果たしていると実感してきました。静岡県袋井市においても同様なイベントがあり、りんご販売を行っておりますが、完売するとともに市長さんから感謝

のメッセージもいただいております。

朝夕の寒さが、身に染みる季節になりましたが、この寒暖の差が飯綱町のりんごやコメのおいしさの一つの要因とも言えます。自然条件を素直に受け入れ、それを生かし、そしてその中に大きな価値を見出し、自然と共に生きていく。持続可能なまちづくりを実践しているような感じを持つとともに、農業の持っている多様な魅力を改めて認識したイベント参加でありました。

さて、今議会にご提案申し上げます案件は、報告２件、条例７件、補正予算７件、その他２件の計 18 件であります。

主なものについて申し上げます。

報告は、水道事業における対応についての審査請求を却下したことの報告と教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告の２件であります。

条例関係では、飯綱町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を上程しております。職員の定年年齢を段階的に引き上げ、現在の 60 歳定年を、令和 13 年度には 65 歳とするものであります。　医師、歯科医師については 70 歳までとしております。国家公務員の定年延長にあわせた、地方公務員法等の改正に伴うものではありますが、10 年かけて現在の 60 歳から 65 歳まで定年が延長されることになります。勤務の方法につきましても、幾つかの中から選択ができる制度が新たに設けられ、その為の規定も制定されております。また管理職は 60 歳を超えた以降の４月１日からは、特別な場合を除き、管理職を退任することなども規定されております。定年延長に伴い、職員の分限や懲戒に関する条例、公益的法人等への職員の派遣、勤務時間や休暇等に関するものなど関係条例７件と廃止する条例１件を一括上程しております。ご提案の際には詳細にご説明いたしますが、十分なご審議をお願いしたいと存じます。

飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、主に定年延長に伴うもので、61 歳となる年度以後の職員の給与水準を 60 歳到達時の給与月額の７割水準とする規定や再任用に関する規定などを整備するものであります。

職員の育児休業等に関する条例の改正は、地方公務員法等の一部改正に伴うものであります

が、定年延長の実施により育児休業の取扱いを定める規定の変更等であります。

職員の旅費に関する条例及び特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の改正は、将来において職員の県外への赴任なども想定し、それに係る移転料などの特殊旅費の創設や現在運用されている実態との整合性を図るものであります。

印鑑条例の一部改正は、証明書オンライン請求サービスの導入に伴い、オンライン申請時には印鑑登録証の提示を不要とするものであります。このサービスは令和５年１月から開始しますので、施行期日は令和５年１月４日としております。

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正は、し尿処理に係る手数料について、し尿収集運搬業者との協議を踏まえ、最低賃金等の上昇と均衡を図る中で改正するものであります。基本料金においては現行の 1,750 円から 120 円値上げし、1,870 円に改正するものであります。

飯綱東高原観光施設条例の改正は、オートキャンプ場、ケビン、ボート、釣り、スーパースライダーなどのアウトドア施設の利用料金を平均 30 パーセント程度値上げするものであります。コロナ禍の中にあって、温泉の入館者は大きく減少しておりますが、アウトドア関連施設は利用が減少しているものの健闘している状況にあります。平成 26 年に利用料の改正を行っておりますが、それ以降は料金改正を行っておりません。ここ迄の間、消費税が８パーセントから 10 パーセントに改定され、最低賃金のアップ、電気料等の大幅な高騰、他の地域における同様施設の利用料金などを総合的に判断し 30 パーセント程度の値上げと致しました。金額は最高額を定めたもので、それより安い運用は現場の判断に委ねたいと思っておりますが、町民や子供達への割引制度やシーズン（季節）や曜日に応じた料金設定など工夫をするようお願いをしております。町民にとても親しまれております天狗の館の入館料は、アウトドア施設の収益等の増益を図る中で、現行を維持していきたいと思っております。

補正予算について申し上げます。一般会計補正予算（第８号）は、歳入歳出の総額にそれぞれ２億 8,781 万９千円を増額し、歳入歳出の総額を 87 億 6,946 万１千円とするものであります。今回の補正予算の主な内容について申し上げます。款毎の説明は省略させて頂きますが、歳出ではふるさと応援基金積立金で 8,775 万４千円、返礼品等のふるさと納税事業費で２億 1,224

万６千円を計上しております。役場庁舎や、学校、保育園など公共施設の電気料の高騰に伴う補正額は、総額で 4,151 万６千円計上しております。新型コロナ感染症対策のワクチン接種の補正予算や職員の人事異動等に伴う款毎の調整などがありますが、主体はふるさと納税関連の３億円と高騰している電気料への対応であります。

歳入はふるさと応援寄付金で３億円を見込み、電気料等については予備費から充当しております。ふるさと応援寄付金は今回の補正によりトータルで６億円となります。返礼品の主体はりんごを中心とした農産物ですが、大きな財源になってきたことは間違いありません。関係スタッフの努力を高く評価するとともに、今後も安定した寄付金の確保、増額を目指していきたいと実感しております。

特別会計補正予算は国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号)、介護保険事業特別会計補正予算（第２号)、訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）の３件であります。いずれも交付金や繰入金、事業収入の増額に伴う補正予算であり、同額を医療給付、支援サービス事業費、関係人件費等歳出に計上しております。

企業会計補正予算は病院事業会計補正予算（第１号)、水道事業会計補正予算（第２号)、下水道事業会計補正予算（第２号）の３件であります。病院事業会計では町からの電気料高騰に対する補助金 2,400 万円の計上、水道事業会計では電気料金の高騰に対応する動力費の増額計上、下水道事業会計では処理場の電気料の増額計上などを主な内容としております。

その他として、町道路線の認定が１件、東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更が１件ございます。いずれもご提案の際には、詳細にご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

尚、最終日には人事院勧告に伴う常勤の特別職の給与関係、議会議員の報酬関係、一般職員等の給与等の条例改正及びそれに関連します補正予算の提出を予定しておりますので、お含み願いたいと思います。

以上申し上げまして開会のごあいさつと致します。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉千賀雄）　これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、３番　小林文廣議員、４番　瀧野良枝員、５番　青山弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邉千賀雄）　日程第２、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長　清水満　登壇〕

○議会運営委員長（清水満）　11番、清水満です。

本日招集されました令和４年12月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

11月22日、午前９時より議会運営員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から12月15日までの17日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、12月１日に会議時間を１時間繰り上げて、午前９時より行います。通告者は５名です。

質問者におかれては、１問１答方式にのっとり、１問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配意をお願いします。なお、今定例会についてもコロナ感染防止対策のため、１人40分の質問時間でお願いしておりますのでご協力願います。

各常任委員会審査は12月５日に開催し、予算決算常任委員会は12月13日に開催します。

15 日の最終日は、時間を３時間繰り下げ、午後１時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邉千賀雄）　お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邉千賀雄）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和４年８月分から 10 月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（渡邉千賀雄）　報告第 19 号　分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告について、報告第 20 号　令和３年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告について、以上、地方自治法第 229 条第４項の規定による報告案件１件、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による報告案件１件の計２件を一括して説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（報告第 19 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、報告第 19 号　分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告をいたします。議案書（報告書）をお願いいたします。

報告第 19 号　分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告について。行政不服審査法第 45 条第１項の規定により、下記のとおり分担金等の徴収に関する処分

についての審査請求を却下したので、地方自治法第229条第４項の規定により報告する。

１　審査請求人、住所、氏名は記載のとおりです。

２　処分庁、飯綱町水道事業管理者　飯綱町長。

３　審査請求をした日、令和４年９月25日。

４　審査請求の趣旨、（１）処分庁が、令和３年６月21日に審査請求人に対し行った、水道使用料金滞納による給水停止の取り消しの裁決を求めるもの。（２）処分庁が、令和４年９月12日に審査請求人に対し行った、水道使用料金滞納による催告の取り消しの裁決を求めるもの。

５　審査請求の理由の要旨、（１）水道を使用していないため、水道料金の支払義務はない。（２）条例で給水停止処分できると定めていても、行政庁は直接給水停止処分できない。（３）町営住宅の家賃や水道使用料金は、裁判手続きによる徴収である。

６　却下をした日、令和４年10月31日。

７　却下の理由、相互の合意に基づく契約行為により給水を開始したものであることから、水道料金滞納による給水停止及び催告は私法上の契約関係に基づくものであり、その行為は行政不服審査法の対象とする行政庁の処分に該当しないため、同法第45条第１項「処分についての審査請求がその他不適法である場合」として却下の裁決をしたもの。

令和４年11月29日提出　飯綱町長。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　高橋教育次長。

〔教育次長　高橋秀一　登壇・説明〕（報告第20号）

○教育次長（高橋秀一）　それでは、報告第20号　令和３年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、報告申し上げます。議案書３ページからの報告書をご覧ください。

報告書５ページになります。１　趣旨として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、教育委員会の事務執行状況について、その結果を議会に提出し、公表することになっております。よって、本日議会に報告申し上げるものでございます。２　点検評価の対象に

ついては、令和３年度教育委員会基本方針に基づき実施された事業の中から主なものを対象としています。３　点検評価の方法ですが、学校関係およびその他教育委員会関係の事業の主なものに対して、それぞれ担当する部署が点検評価を行っております。また、この結果については、定例教育委員会で審議して了承を得ております。

次に６ページをお願いします。令和３年度飯綱町教育委員会基本方針を６ページから７ページにかけて掲載しております。この方針と目標に沿って主な事業の点検評価を行っています。

８ページをお願いします。ここから、実際の点検評価を行った結果について記載してあります。記載の方法としては、４つの方針と目標を記載し、この方針と目標に沿って令和３年度に実施した重点的な取組とその状況、それに対する評価および成果と課題を記載しています。

８ページから 16 ページまでは、方針１「個性を生かし共に学び合う学校教育の推進」について、「生きる力を育み、ふるさとを愛し、人を思いやる子どもを育てよう」を目標に、小中学校での教育関係及び学校での主な事業に対しそれぞれ学校ごとに報告しています。

８ページから 12 ページ上段にかけましては、「確かな学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」のため小中学校で取り組んできた事業を報告しています。

８ページをお願いします。タブレット端末を活用したドリル学習や読書の時間を設け、基礎学力の定着に取り組みました。

９ページでは、保護者や児童にアンケート調査を行い、教育課題や重点的指導の把握、また、スクールソーシャルワーカーによる個人面談を行い、必要に応じて関係機関と連携し対応しました。

11 ページをお願いします。下段では、ICT の活用を見据え、授業研究や教職員間での学びの場、研修等により、教職員の力量向上を図りました。

12 ページから 13 ページをお願いします。ここでは、グローバル化社会への対応として、主にコロナ禍で急速に整備が進んだ１人１台のタブレット端末の活用と教職員のスキルアップについて報告しています。

13 ページ下段をお願いします。ここからは、地域で活躍する様々な職種の方や地元出身者の

オリンピック出場選手など、身近な方々から仕事のやりがいや夢、目標を持って努力することの大切さについてお話しいただくなど、キャリア教育の取組について報告しています。

14ページをお願いします。下段からは「学校・家庭・地域の連携と協働の推進」について報告しています。地域学習や総合的な学習で、地域の方々に大変ご協力をいただき、成果があがっている点などについて報告しています。

16ページをお願いします。16ページから18ページにかけ、方針２として「子育ち・子育て環境の充実」を掲げ、目標に「豊かな自然の中で、子どもたちの成長をみんなで支え合おう」として主な事業について報告しています。保育園での、未満児保育や障がい児保育において、個々の発達に応じた保育を行っていることや、ファミリーサポートセンター事業、また、新設されました「子育て世代支援施設」での各種事業等の推進について報告しています。

18ページ下段からは、方針３「スポーツ・芸術・文化活動の充実」として、目標に「健全な心と体を育てよう」を掲げて、スポーツ活動や食に関すること、また、文化財の保存・継承・活用について報告しています。

19ページをお願いします。中段では、学校、保育園で栄養教諭などが中心となって食育の推進を図っていること。また、有機野菜の提供など地産地消の推進も行っています。子どもたちは、農体験などを通じ、地域の食文化の理解を深めています。

同じく19ページ下段から20ページにかけては、方針４「自ら学び、共に学び、自己を高める」　目標に「学ぶ楽しさを分かち合い、夢を持ち活動の輪を広げよう」として、生涯学習関係の活動を報告しています。

一つ一つの事業についての評価及び成果と課題はご説明申し上げませんが、概ね目標に対し、成果につながった事業、また、活動を行うことができました。また、それぞれの事業に対し課題もあることから、次年度からの事業に活かしています。

なお、令和３年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続きまして、感染対策をとったうえでの活動となっております。

最後に、21ページからは、学識経験者等からの意見聴取の結果として、学校運営協議会委員

の皆さまをはじめ、それぞれの分野で各種委員の皆さまから意見をお伺いし、掲載してございます。

以上報告とさせて頂きます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、報告第19号　分担金等の徴収に関する処分についての審査請求を却下したことの報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、本報告を終了します。

○議長（渡邉千賀雄）　次に、報告第20号　令和３年度飯綱町教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。中井議員。

○２番（中井寿一）　議席番号２番、中井寿一です。今回、初めてこの教育関係の報告書を見させていただいたんですが、内容をちょっと見てみましたが、例えば10ページ。上の段なんですが、取組状況ですね。「児童会を中心としたあいさつ活動」で右側が本当は評価が入るはずなんですが、「あいさつを全校に広げようとしていた」。これ評価になっていないですよね、文章として。重要な点とかやったことは書いてあって、それに対してどんな結果だったかというのを評価で書くべきでありますし、あと、課題なんですが、課題も例えば11ページの上の段ですが、課題「複数の教員が参観することで、様々な場面で明確になった」、この「様々な場面で」、これが本当は書いて欲しい話であって、その課題があったということを書くのが課題ではないと思います。他のページも多々、多々、多々ありました。

なぜこういうことを言うかと言いますと。評価と課題がちゃんと書けてないということは、目的がちゃんとわかっていないからなんです。目的がわかっていれば、評価もそれなりにできるし、課題もちゃんと書ける。これはなんか全般的に申し訳ないですけれども、やらされ感が強くて、とにかくやりましたの感がひしひしと伝わってきます。

できれば、もうちょっと次回はしっかり見直して、評価と課題、しっかりこれを書いていた

だきたいと思います。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　ご指摘いただきましたので、それについてちょっとお答えさせていただきます。

何を持って評価とするかという解釈ですけれども、例えば10ページの例がでましたので、児童会活動のあいさつ運動の取組について述べます。三水小学校の評価が「児童会を中心に「あいさつ当番」「あいさつ名人」「あいさつ週間」などの活動を通して、あいさつを全校に広げようとしていた」となっています。これが評価になっていないというご指摘をいただいたわけです。学校または教育委員会としては、活動に対して子供達がどう取り組んでそれがどんなふうに広がってきたかという観点で書いておりますので、児童会があいさつ運動をどういうふうに展開したかということを書くことがイコール評価にも繋がっていると考えております。

また、課題についてですけれども、課題については、全体を通して前進した面、良くなった面、それから来年度以降もうちょっとここはこういうふうに直していった方が良いんじゃないかという観点で書かれていますので、議員が考えられる課題と評価の解釈とは合わないかもしれないですけれども、私達はこれはきちんと評価と課題になっているというふうに思っております。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑ありませんか。瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　議席番号４番、瀧野良枝です。この今の評価の話も昨年度まではＡＢＣ評価で付けていたものの書式がまた変わったのかなと思いますが、それとですね、最後の最終ページに学識経験者等からの意見聴取ということなんですけれども、その前年度までは元教育委員さんとか元教育長さん、教育委員長さんが総括してお書きになっていて、今回は複数のメンバーの方からの上がってきたものが列記されているかなと思うんですが、この辺り、どのような聴取の仕方をしたかというか、変更した理由と聴取の方法を教えてください。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答えいたします。今、瀧野議員から言われました、学識経験者からの聴取の結果ということなんですけれども、実はこれ昨年度の議会でご指摘いただいて、それを受けて今年度教育委員会のほうで改善してこういう形にしました。昨年度、ご指摘受けたことは皆さんもご存知だと思いますが、ある特定の学識経験者個人の評価だけでは、実際の現場が反映した評価になっているのかというご指摘をいただきました。それはごもっともなことだという面もありますので、今年はこういう形にしてみました。

ちょっと教育委員会の報告の５ページを見ていただきたいのですけれども、３番に点検・評価の方法というのがございます。教育委員会の基本方針に沿って学校で取組んで、それを各学校が教員、それから生徒、保護者の評価を受けて、まとめるんですけれども、それを誰に評価していただくかということで、３番の（２）です。「教育に関して学識経験等を有する外部者からの意見聴取を行い、その結果を掲載しました。」ということで、学校関係に関しましては飯綱町の学校運営協議委員の皆様、それから子育て支援に関することは子育て世代支援施設運営委員の皆様、それから保育所に関しては保育所の運営委員、それから生涯学習に関しましては社会教育委員の皆様やいいづな歴史ふれあい館の協議委員の皆様、こういった方達の評価をいただいて、それをこちらの方で項目ごとにわかりやすくまとめて、これから評価に代えていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑ありますか。清水議員。

○11 番（清水満）　議席番号 11 番、清水満です。二点ほどお願いしたいと思っています。

まず、一点目ございますけれども、21 ページの下段から 22 ページの上段にも書いてありますけれども、学識経験者からの意見の聴取したことからでございます。22 ページのところに「登校しぶり」だとかっていうことも書いてありますし、ちょっと全国的にコロナだとか色々なことがございまして、これは 22 年 10 月 27 日の文科省からの発表でございますけれども、不登校については全国の小中学校 24 万 4940 人であるそうでございます。前年が 19 万 6127 人と出ておりました。令和３年度の 1000 人当たりの不登校の率でございますけれども、25.7 人、前年

が 20.5 人ということで、９年連続不登校が増えていると言われています。これは、コロナの影響も非常にあるのではないかと思っています。飯綱町はどの位の数で、またどういう対応をなされているのかということがまず一点。

二点目でございますけれども、できたら数字を教えていただきたいんですけれども、１年生から６年生までの児童数を教えていただきたいと思っています。できれば、保育園、１歳児から小学校へ上がるまでの出生率、出生人数でもいいんですけれども、その数字を教えていただきたいと思います。要は、何を聞きたいかということでございますけれども、三水と牟礼が合併をいたしまして、小学校も統合をいたしました。現状、牟礼、三水、２つに分かれておるわけでございますけれども、どうも最近の出生数は 50 人、それを割ってきているということでございます。これは非常に難しい問題でございますけれども、一つにする意向があるのかないのか、そういう協議をされてきておるのか、ということが聞きたいことでございます。

これは先般、阿智村から視察に来られました。その中で副議長さんが県の教育委員さんでございまして、ちょっとその辺のことも話をさせていただいたわけでございますけれども、非常の学校の統合は難しいと言っておりました。彼女は教育委員の立場で言うと、子供達のスムーズに健やかに成長していくことが中心ではないかと思って私は聞いたわけでございますけれども、しかし彼女の言い方は「集落の活性化がね」ということを強く言われておりました。

そんなこともありまして、私ども町の 40 人、30 人台に入る。社人研からの数字も８年か９年前倒しで減ってきているということもありまして。その辺の考えもぼちぼちやっていかなければいけないことかなと思っております。これは教育委員会と、できれば峯村町長の考えもお聞かせ願えればと思います。その二点、お願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　高橋教育次長。

〔教育次長　高橋秀一　登壇〕

○教育次長（高橋秀一）　私の方から先に、ご質問のあった数字の方だけ申し上げさせていただきます。

まず一点目の不登校の関係でございますが、先ほど文科省の数値ということでお話がござい

ましたが、同様の調査の飯綱町の状況を申し上げます。いずれも令和３年度になります。まず、この調査の不登校の定義でございますが、これまでも何度かお話をさせていただいてきておるかと思いますけれども、年 30 日以上お休みされた方を不登校としてカウントするということでの調査でございます。

まず、牟礼小学校でございますが２人です。そのうち、更に 90 日以上お休みされた方が２人ということで、２人とも 90 日以上です。その他、ここのところのコロナの関係で、コロナ回避ということで学校をお休みされた方が１名。その他ということで、病気等々という理由によるものですが５名ということで、合計８名でございます。

三水小学校ですが、不登校、コロナ回避ともに０。その他ということで１名となっております。

ちなみに中学でございますが、30 日以上欠席が 16 名、うち、７名が 90 日以上。コロナ回避が 12 名。その他で３名となっております。

前年と比べますと中学で数字が伸びておる状況でございます。

次に現在の児童数でございますが、直近の 11 月１日現在になりますが、牟礼小学校が全校で 270 名、三水小学校が 181 名、合せて 451 名でございます。ちなみに飯綱中学校は 249 名ということになっております。

最後に出生数でございますが、教育委員会では保育園の園児数は把握しておりますが、すべて町民の方とは限りませんので、９月に報告させていただきました行政報告書、住民環境課の資料になりますけれども、その出生数を申し上げさせていただきます。令和３年度が 48 名、令和２年度が 47 名、令和元年度が 25 名、平成 30 年度が 50 名、平成 29 年度が 39 名という報告をさせていただいております。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　今、数字に関しては次長から報告いたしましたが、その対応についてですが、やはり今、清水議員がご指摘のとおり、コロナによって学校が休校になったり、または、

学級閉鎖とか何かあると学校に行けなくなるようなことがけっこうあります。そういう影響なんじゃないかと全国的に言われているんですけれども、家で過ごす時間が多くなって生活の乱れとか色々あって登校しぶりが増えているというのは飯綱町も例外ではありません。それを学校の方でもたいへん重く受け止めて色々対応しているわけです。例えば、今現在不登校のお子さんに対して学校の方で行っている対応としましては、昼間学校に来られないお子さんに関しては放課後登校して、担任と勉強したり話をしたり、またはスポーツをするなど一緒に何かをやるということはずっと前からやっています。最近ＩＣＴのタブレットが入りましたので、実は学校には来られないんだけれどもオンラインの授業では毎日参加しているというお子さんも見えます。それから、授業は来られないんだけれども、例えば小学校だったら修学旅行は一緒に行けたとか、そういうこともありますので、色んな登校刺激を与えたり、それから保護者も含めた相談活動をやっています。ただ、今、学校で考えているのは、学校に来ることは手段であって目的ではないということです。学校に来られなくても学習する場所や学習する機会は作れますので、そういう学校に来られないお子さんにどう教育の場を保障していくかということに重点を持って対応していきたいと考えています。

それから今、報告あった中には、いわゆるフリースクール、それからホームスクールということで学校に見えないお子さんも入っておりますので、その辺もお含みいただければと思います。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　議員から町長としてもどうだというご質問だったというふうに思っておりますのでお答えいたします。

結論を申し上げますと、私は２校を一つにしたいという気持ちは全くございません。

こないだも隣の信濃町に弱電関係で、人数を増やしたいと。住むところがないんで、その管理職の方が見えて、飯綱町なら非常に通勤に具合の良いところだし、ぜひ住宅の確保にご協力いただければ非常に嬉しいんですということをお願いに見えられました。福井団地の再利用も

含めたり、また赤東地域にも今の保育園の跡地にせっかく凸版や色々な会社が来てくれるのに、そういう皆さんが住めるような住宅地、北部高校の先生方が使っていた県の住宅の跡地、これらを全部活用してもう一回整備をしていこうかという思いで。

子供２人いる世帯が 10 世帯来ていただいただけでも子供が 20 人増えるわけで。実質的に原田地区等々見ても、もう 20 人 20 何人という子供が増えてきております。そんな意味では、立地条件というものが良いという多少肩をはって、二つ学校がそれぞれの校歌が同じだけれども、良い意味で特徴のある小学校だねと言われるような飯綱町を今でも夢見てがんばっていきたいと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、報告を終了します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第 68 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第４、議案第 68 号　東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第 68 号）

○総務課長（徳永裕二）　議案第 68 号　東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書２ページをご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

変更の理由は、経費の削減等を図るため、令和５年４月１日をもって、組合の事務所の位置を長野市から東御市に変更することになったことから、同組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 286 条第２項の規定により、構成団体の協議により定めたいので、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数。

したがって、議案第 68 号　東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号から議案第 72 号の一括上程、説明

○議長（渡邉千賀雄）　日程第５、議案第 69 号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、

日程第６、議案第 70 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

日程第７、議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、

日程第８、議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正４件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

議案第 69 号から議案第 72 号の提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇〕（議案第 69 号～議案第 72 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案書並びに議案の提案説明書の２ページからご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

はじめに、議案第 69 号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

改正理由につきましては、国家公務員の定年延長に合わせ、地方公務員法の改正等が行われ、これに伴い３ページの４改正等条例名称のとおり飯綱町職員の定年等に関する条例など８つの条例を一括で一部改正するもの、１つの条例を廃止するものでございます。

主な改正内容につきましては、職員の定年延長に伴う根拠条例の整備等を行うもので、職員の定年等に関する条例の改正につきましては、先の全員協議会でも説明をさせていただいたところでございますが、（１）として、職員の定年年齢を段階的に引上げ、65 歳とするための規定の整備を行うもの。なお、医師等は 70 歳まで段階的に引き上げることとしております。（２）として、管理監督職、いわゆる管理職の勤務上限年齢を設け、原則 60 歳に達した管理職については、その翌年度から非管理監督職に降任する、役職定年の規定を設けるもの。なお、その職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするなどの職務の特殊性がある場合や、その者が交替してしまうと業務の遂行上重大な障害となる特別な事情がある場合などは引き続き管理職として勤務できる規定も設けております。（３）として、職員が 60 歳に達した以後、最初の４月１日から段階的に引き上げとなる定年退職の日までの間において、一旦退職した職員を短時間勤務職員として再任用できる定年前再任用短時間勤務制を設けるもの。なお、定年年齢を段階的に引き上げる間は、現在と同様に 65 歳まで再任用できる暫定再任用制度も設けております。（４）として、職員に 60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務の意思を確認する規定を設けるものなどでございます。また、（５）として、そのほか、

各条例において地方公務員法の引用条項を改める改正を行っております。なお、職員の再任用につきましては、職員の定年等に関する条例の附則に規定したことから、職員の再任用に関する条例は廃止するものでございます。

施行期日は、職員への情報提供などは事前に行っていくこととなるため、附則第 11 条は公布の日となっておりますが、その他は令和５年４月１日でございます。

次に、議案第 70 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書の３ページ下段をお願いいたします。

改正理由につきましては、地方公務員法の改正等に伴い改正するもので、職員の定年延長等に係る規定の整備等でございます。

主な改正内容につきましては、（１）として、61 歳となる年度以後の職員の給与水準を 60 歳到達時の給与月額の７割水準とするもの。（２）として、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の整備で、現在の再任用職員についての規定が適用されることとなるもの。（３）として、暫定再任用職員の給与に関する規定の整備で、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、附則において規定されることとなるもの。（４）として、役職定年による降任先の職に関する規定の整備で、行政職については「調整幹」という職を設けるもの。医療職についても降任に伴う職の調整など規定の整備を行うもの、などでございます。

施行期日は一部公布の日となりますが、ほとんどが定年延長に伴うものであり令和５年４月１日でございます。

続いて、議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書の４ページをお願いいたします。

改正理由及び主な改正内容につきましては、地方公務員法の改正等に伴い改正するもので、定年延長の実施などに伴い、育児休業をすることができない職員の規定などについて、取扱いが変更となるもの。地方公務員法の引用条項等を改めるものなどでございます。

施行期日は令和５年４月１日でございます。なお、この条例改正につきましても地方公務員法の改正等に伴う、定年延長などに係るものでございますが、改正内容が多いことなどから、

議案第69号の一括の改正とは別としているものでございます。

次に、議案第72号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。議案の提案説明書の４ページ下段をお願いいたします。

改正理由につきましては、職員及び特別職の常勤職員に支給する旅費等について、現在の運用との整合性を図るもの。また、今後の職員の遠方赴任なども想定し規定を整備するものでございます。

主な改正内容につきましては、（１）として、職員の赴任に伴う居所の移転について、家財の運搬等に要する実費額の範囲内で移転料を支給するなどの特殊旅費を創設するもの。また、職員、特別職の常勤職員の車賃、宿泊料、食卓料などについて、現在行っている旅費支給の方法と整合性を図るもの。（２）として、地方公務員法の引用条項等を改めるもの。（３）として、特別職の常勤職員の車賃、宿泊料等について、職員の旅費に関する条例の定めによるものとし、現在行っている旅費支給の方法等と整合性を図るものなどでございます。

施行期日は公布の日、また、地方公務員法の引用条項を改めるものなどについては令和５年４月１日でございます。

以上、議案第69号から第72号までの提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

◎議案第69号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第69号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 69 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 70 号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 70 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 70 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 71 号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 71 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 72 号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 72 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 20 分とします。

休憩　午前１１時０８分

再開　午前１１時２０分

◎議案第 73 号、議案第 74 号の一括上程、説明

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引続き会議を開きます。

日程第９、議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例、

日程第 10、議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正２件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

議案第 73 号、議案第 74 号の提案理由の説明を求めます。藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長　藤沢茂行　登壇〕（議案第 73 号・議案第 74 号）

○住民環境課長（藤沢茂行）　議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案説明書４ページから５ページになります。

条例に規定している印鑑登録証明書の交付手続きにおいて、行政手続きのＤＸ化に伴い、印鑑登録証による交付申請に加え、マイナンバーカードでの個人番号を活用し、スマートフォン等の電子機器より交付申請ができるよう条例第８条の交付申請手続きの要件を改正するものです。

施行期日は令和５年１月４日からとしています。

以上、ご審議のほどお願いします。

続きまして、議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。提案説明書５ページとなります。

一般廃棄物処理手数料のうち、し尿処理手数料につきましては、定期的に取扱い事業者と料金等について協議をしております。今回については最低賃金の上昇、また、燃料費の高騰が続いている状態であり、協議のうえ手数料を７％程度の引上げとしたものです。

また、取扱事業者が負担する北部衛生施設でのし尿処理料金は施設組合及び信濃町と協議のうえ据置きの 18ℓにつき 26 円としております。

なお、改正については「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」により飯綱町及び信濃町の範囲で同率の改定となります。

改定内容は、基本料金 180ℓまで 1,750 円を 1,870 円、税別ですと 1,700 円に、加算料金 180

ℓ以上 18ℓごと 175 円を 187 円、税別で 170 円に、特別料金　仮設トイレ等汲取り１回につき 2,440 円を 2,640 円、税別で 2,400 円にそれぞれ改定するものです。

施行期日は、令和５年４月１日としております。

以上、ご審議のほどお願いします。

○議長（渡邉千賀雄）　それでは、議案ごとに質疑、委員会付託を行います。

◎議案第 73 号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 73 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 74 号の質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○８番（風間行男）　議席番号８番、風間行男です。業者によっては、リッターではなく石数で換算するんで非常に分かりにくいんですが、この辺は統一することは可能でしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長　藤沢茂行　登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行）　確かに今、汲取りの関係、業者の請求領収書には一石の旧単位の表示をしておりますので、これから料金改定があり、また税金の関係の表示が変わりますので、それと併せて今、様式を検討しておりますので、ちょっとその辺を業者と協議をさせてもらいたいと思います。業者の方は石とかに慣れているもので、その辺、これからの時代でありますので、ℓの表示にできるかどうか、様式からまた検討させていただきたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 74 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 75 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 11、議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕（議案第 75 号）

○産業観光課長（平井喜一朗）　議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書並びに議案の提案説明書５ページ下段をご覧ください。

改正理由について申し上げます。観光施設の利用料金につきましては、平成 26 年の消費税率が５％から８％に引上げられたことに伴う利用料金の改定を行って以来、令和元年の消費税率８％から 10％の引上げ及びコロナ禍におけるエネルギー等物価高騰などの社会・経済情勢の変動に鑑み、利用料金の見直しを行うものです。

各施設の利用状況並びに天狗の館を含む指定管理観光施設全体の維持管理に係る人件費を含む経費等を考慮し、近隣類似施設の料金を参考に利用料金の上限額を見直すもので、主な改正内容につきましては、比較的利用者が多い施設、オートキャンプ場、ボート、釣り、スーパースライダーについて、30％ほどの料金の上限額を引上げ、宿泊棟のケビンにつきましては空調機のエアコンが設けられていることから、昨今の電気料金の高騰を考慮して 30 から 50％ほど料金の限度額の引上げをお願いするものです。それぞれの料金につきましては、比較表のとおりでございます。

今回提案します利用料金の上限額の引上げにつきましては、指定管理者は引き上げます金額を上限に、あらかじめ町長の承認を得た上で利用料金を設定することとなりますが、繁忙期や閑散期などで利用料金の設定を変えたり、大幅な料金の引上げになる場合などは激変緩和策として町民割りなどの設定も検討した上で、利用料金の引上げを行ってまいりたいと考えております。

附則といたしまして、この条例は、令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　議席番号 13 番、伊藤まゆみです。様々な経費が引き上がってくるという中においては、それに対応した利用料の引上げは理解できるところではありますが、一つお聞かせいただきたいのは、新型コロナウイルス感染症の発生前と現状とでの利用の推移をお聞かせいただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　比較としまして、利用者数ではなく、最終的な収益でご説明させていただきます。

まず、以前の会社で、コロナ禍前でございますが、比較的安定した経営をしていただきまして、マイナスになることはありませんでした。令和２年ですけれども、現在の会社になりまして、マイナス 4,200 万円でした。町からの支援金を含めましても 4,200 万円のマイナスでした。また令和３年度ですけれども、1,900 万円を超えるマイナスの状況となっております。これは、天狗の館を含む、施設管理全般についてでございますが、天狗の館の方もコロナ前と比べますと、飲食、夜の宴会等、特に利用が少なく、こちらからの収益が見込めないことから、今のところ利用が見込める屋外施設について、近隣の類似施設と同様な価格となるよう引上げを行ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑はありませんか。石川議員。

○10 番（石川信雄）　議席番号 10 番、石川信雄です。今、課長の答弁で近隣の施設と足並みを揃えてというような発言がありましたが、実際に長野市、信濃町の状況の資料があったらご提示いただきたいと思います。

事業者が困窮してまで現在の利用料でやれとは私もさすがに思いませんけれども、30％をここで値上げというその根拠がもしお示しできるものがあったら示していただきたいなと思いますし、原油の高騰とか色々事情があってやむを得ないと思いますけれども、その 30％の収支バランスをとったうえで 30％になったのかなと推測はいたしますが、その根拠をお示しいただければありがたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　根拠につきましては、後ほど資料として提示をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑はありませんか。目須田議員。

○９番（目須田修）　議席番号９番、目須田修です。東高原の施設のですね、まず天狗の館のお風呂の料金ですが、入館料ですけれども、500 円から 600 円に上げる際に反対しました。便乗値上げの感じがあるのではないかということで反対しましたが実行されました。その結果、売上げが下がりました。そういうことを懸念して反対したのですが、今回もこの料金についてですね、リサーチされたのかどうか。例えば、利用者が、この料金が、現在の料金が適当であるかどうか、今後上げても大丈夫なのかどうかというリサーチをされたのかどうかお答えください。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　近隣の類似施設等につきましては、長野市、近隣の妙高市だとか飯山市等、また信濃町もございますけれども、そのようなところの類似施設の料金を参考に設定をさせていただきましたけれども、確かにリスクはあるかとは思います。ただし、これを即座にこの上限額に引き上げるのではなくて徐々に引上げを行っていきたいということで、改定して結果がどうでるかはわかりませんけれども、徐々に上げていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　他に質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 75 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 76 号の上程、説明、付託

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 12、議案第 76 号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇〕（議案第 76 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 76 号　令和４年度　飯綱町一般会計補正予算（第８号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書６ページ下段から順次ご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

今回の補正予算第８号は、ふるさと応援寄付金の増、電気料の高騰などに伴う増額の補正予算でございます。

補正の概要でございますが、既定の予算の総額に２億 8,781 万９千円を追加し、補正後の予算額を 87 億 6,946 万１千円とするものでございます。また、事業費の変更に伴い、一般公共事業債、緊急防災・減災事業債など７つの地方債限度額を補正しております。

はじめに、歳出の主な内容を申し上げます。８ページをお願いいたします。まず、各款にあります職員給与関係経費につきましては、今年度の人事異動などによる人件費の調整でございます。また、各事業の需用費の増額につきましては、ほとんどが公共施設等の電気料の高騰に伴うもので、電気料全体で 4,151 万６千円を増額しております。

それでは、款ごとに主なものを申し上げます。

２款　総務費では、総務一般管理費で郵便料を 450 万円増額、庁舎管理費で電気料の高騰に伴い光熱水費を 750 万円増額、ふるさと納税につきましては、専門部署を設置し対応してきた成果が出ておりまして、本年度の目標額を３億円増額し６億円といたしました。このため、ふるさと応援基金積立金で 8,775 万４千円増額、ふるさと納税事業費で返礼品代、送料など計２億 1,224 万６千円を増額しております。また、多世代の地域住民が交流できる新たな場づくりプロジェクト及びしごとの創業・都市交流拠点利活用促進事業でも電気料の高騰からこれに係

るメーラプラザ及びいいづなコネクトの指定管理料をそれぞれ増額、一方、ＤＸ推進費では、今年度では不要となった業務の委託料を 315 万８千円減額、廃校を活用した地域住民交流促進事業では、いいづなコネクト EAST の駐車場整備を次年度としたことなどから計 3,530 万円減額しております。

９ページの３款　民生費では、障害者総合支援給付事業で前年度国庫負担金精算による返還金 430 万円を増額、認定調査に係る事務費などで介護保険事業会計への繰出金を 399 万１千円増額、乳幼児・児童の医療費の増により福祉医療給付費を 300 万円増額、児童手当費で対象者が見込みより増えたことから 258 万円増額、保育一般事務費で大地などの施設型給付費の増により負担金を 290 万円増額しております。一方、居宅介護施設整備事業では、非常用発電機整備の財源を見直し、次年度以降の対応としたことから 607 万８千円を減額、りんごっ子保育園費では、工事請負費でエアコン整備の入札差金 800 万円を減額しております。また、各保育園、児童クラブの報酬の増減は、パートタイム会計年度任用職員の人件費を精査したものでございます。

10 ページの４款　衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費で、ワクチン接種に係る費用を計 2,768 万８千円増額、電気料の急激な高騰などにより非常に経営が圧迫されている飯綱病院について、新型コロナ臨時交付金を財源に、繰出金を 1,200 万円追加しております。

６款　農林水産業費では、果樹振興事業費でりんご凍害による苗木改植補助を 183 万３千円増額、農業振興負担金補助金できのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金を 1,200 万円増額いたしました。きのこ生産者への補助は県の事業ですが、JA 以外に出荷している生産者については町が申請先となるもので、財源は全額県補助金となっております。一方、県営事業費は三水地区の事業費の減に伴い 560 万円減額しております。

11 ページの７款　商工費では、商工振興対策事業で第６波対応飲食店等支援給付金などを実績等に伴い計 350 万円減額しております。

８款　土木費では、道路維持費で普光寺地区の道路修繕など 130 万円を増額、また、除雪費

で報酬を委託料に変更しております。今まで直営のオペレーターを冬期間のみ会計年度任用職員として雇用しておりましたが、実態として業務委託が適当であることから変更するものでございます。除雪車両維持費ではロータリー除雪車の入札差金 400 万円を減額しております。

９款　消防費では、消防一般管理費で団員の退職報奨金の確定に伴い、報償費を 200 万円減額しております。

10 款　教育費では、小中学校の管理費で電気料を増額、会計年度任用職員に係る人件費の調整等をしております。また、12 ページの小学校整備事業費では新型コロナ感染防止対策環境整備工事の実績により 180 万円減額、その他、町民会館管理運営費で電気料を 436 万１千円、ホール天井の耐震化調査費を 147 万４千円それぞれ増額、海洋センター費で電気料等を 202 万３千円、トイレ改修の設計業務委託料を 151 万円それぞれ増額、調理場施設管理費でも電気料を 802 万７千円増額しております。

電気料などの増加に伴い、13 ページの 14 款　予備費で 7,406 万５千円を減額し、財源調整をいたしました。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。７ページをお願いいたします。

15 款　国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び接種体制確保事業補助金で計 2,768 万８千円、歳出と同額を増額しております。その他、歳出の増額に伴い、児童手当負担金、保育所運営負担金などを増額、一方、歳出の減額に伴い、ＤＸ推進費に係るデジタル基盤改革支援補助金は減額をしております。

16 款　県支出金では、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金で 1,200 万円、歳出と同額を増額しております。

18 款　寄付金では、ふるさと応援寄付金を３億円増額、19 款　繰入金では、商工振興対策事業の財源の変更により地域振興基金繰入金を 700 万円減額、22 款　町債では、対象事業費の変更に伴い 4,828 万円を減額しております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第77号から議案第82号の一括上程、説明

○議長（渡邉千賀雄）　お諮りします。

日程第13、議案第77号　令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、

日程第14、議案第78号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、

日程第15、議案第79号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）、

日程第16、議案第80号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）、

日程第17、議案第81号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）、

日程第18、議案第82号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）、

以上６件は補正予算案件であります。ついては、一括して６件の提案理由の説明を求め、最終日12月15日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第77号から議案第82号の提案理由の説明を求めます。

藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長　藤沢茂行　登壇・説明〕（議案第77号）

○住民環境課長（藤沢茂行）　議案第77号　国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につ

いて説明申し上げます。提案説明書 13 ページになります。

現行予算額に補正予算額 2,380 万３千円を増額し、補正後予算額 13 億 8,630 万５千円とするものです。

主な歳入は、保険給付費の普通交付金 1,820 万円、特別調整交付金 30 万円、雑入として令和３年度療養給付費精算の返還分 530 万３千円、計 2,380 万３千円でございます。

主な歳出は、一般保険者療養給付費が 1,220 万円、高額療養費が 600 万円、傷病手当金が 30 万円、保険税還付金が 30 万円、令和３年度給付費精算の償還金が 908 万３千円、補正調整として予備費から 408 万円減額をしております。歳出補正計 2,380 万３千円でございます。

以上　ご審議のほど　よろしくお願いします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇・説明〕（議案第 78 号）

○保健福祉課長（永野光昭）　議案第 78 号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 13 ページ下段から 14 ページをご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 997 万３千円を増額して、補正後の予算額を 14 億 4,140 万円とするものです。

主な補正内容でございますが、歳入では、配食サービス費及び地域包括支援センター職員給与の歳出の増額に伴い補助金の増額によるものです。国庫補助金 231 万６千円、支払基金交付金 135 万円、県補助金 115 万８千円、一般会計繰入金で 514 万円９千円、それぞれ増額するものです。

歳出では、認定調査等費で会計年度任用職員増員分で 187 万３千円、計画策定委員会費で 33 万円、介護予防・生活支援サービス事業の配食サービス費で 500 万円、地域包括支援センター職員給与異動に伴う関係経費 277 万円、それぞれ増額するものです。

以上、介護保険事業補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第 79 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 79 号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 14 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

今回の補正予算第２号につきましては、既定の予算の総額に 161 万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6,730 万２千円とするものでございます。

まず、歳出についてご説明いたします。事業の運営上、会計年度任用職員の増員が必要となったことからこの職員の人件費を増額するもの。また、予算が不足する職員の手当等について調整するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。増額する人件費等については、訪問看護事業収入の増を見込み対応するものでございます。

以上提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　相澤病院事務長。

〔病院事務長　相澤浩幸　登壇・説明〕（議案第 80 号）

○病院事務長（相澤浩幸）　議案第 80 号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）についてご説明致します。議案の提案説明書により説明致します。議案の提案説明書 14 ページ下段をご覧ください。

補正の概要は、病院事業収益及び事業費用ともに 2,400 万円を増額し、補正後の合計を収益・費用ともに 24 億 1,249 万１千円にするものです。

主な補正内容は、光熱水費、燃料費高騰に伴う経費増に対し、一般会計より医療施設緊急支援として負担金の増額となるものです。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇・説明〕（議案第 81 号・議案第 82 号）

○建設水道課長（笠井順一）　議案第81号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明をいたします。議案書及び議案の提案説明書をご覧ください。提案説明書の15ページ中段をお願いします。

補正の概要ですが、飯綱町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の事業費用のうち営業費用の増額です。

主な補正内容ですが、支出で、営業費用の原水及び浄水費693万円の増額、内訳は電気料金高騰による動力費の増額になります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、議案第82号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）の提案説明をいたします。議案書及び議案の提案説明書をご覧ください。提案説明書の15ページ下段をお願いします。

補正の概要ですが、飯綱町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、事業収益の他会計補助金の増額、固定資産の変動に伴う長期前受金戻入の増額によるものです。また、支出については事業費用のうち営業費用の増額です。

主な補正内容ですが、収益的収入支出で、収入は、し尿処理計画に係る他会計補助金として500万円の増額、機械設備の撤去による固定資産台帳整備から長期前受金戻入313万６千円の増額で、あわせて813万６千円の増額です。

支出で、営業費用の管渠費、処理場費については電気料金高騰等により動力費で管巨費128万円、処理場費1,061万２千円の増額、また総係費で業務委託事業入札差金1,364万７千円の減額になります。減価償却費を633万９千円の増額、資産減耗費837万４千円を増額して、1,295万円８千円の増額とするものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　以上で説明を終了します。

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第19、議案第83号　町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇・説明〕（議案第83号）

○建設水道課長（笠井順一）　議案第83号　町道路線の認定についての提案説明を致します。

議案書及び議案の提案説明書の16ページをご覧ください。

町道路線の認定について、道路法第８条第２項の規定により、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

町道認定路線、焚荒団地線。延長135.8m、うち供用開始部分の延長が54.2m、未供用開始部分の延長が81.6m。起点地番が、飯綱町大字普光寺字焚荒145-6。終点地番が、飯綱町大字普光寺字焚荒142-2です。

この路線は焚荒の住宅団地造成に伴う道路でございます。新たに認定するため、起点・終点の設定行為をするものです。

供用開始部分は今回住宅建築に係る道路部分で、未共用部については今後建物が建設される部分になりますので、造成の状況によって道路の供用開始をしていく予定です。

以上、よろしくお願い致します。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数。

したがって、議案第 83 号　町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 20、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 21、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　お諮りします。

12 月１日の本会議は、会議規則第９条第２項の規定により、会議時間を１時間繰り上げて午前９時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、12 月１日の本会議は午前９時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

散会　午後　０時０２分

令和４年12月飯綱町議会定例会

（ 第 ２ 号 ）

令和４年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第２号）

令和４年１２月１日（水曜日）午前９時開会

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	三ツ井　忠　義	２番	中　井　寿　一
３番	小　林　文　廣	４番	瀧　野　良　枝
５番	青　山　　弘	６番	中　島　和　子
７番	樋　口　　功	８番	風　間　行　男
９番	目須田　　修	１０番	石　川　信　雄
１１番	清　水　　滿	１２番	大　川　憲　明
１３番	伊　藤　まゆみ	１４番	原　田　幸　長
１５番	渡　邉　千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	峯　村　勝　盛	副　町　長	池　内　武　久
教　育　長	馬　島　敦　子	総務課長	徳　永　裕　二
企画課長	土　屋　龍　彦	税務会計課長	土　倉　正　和
住民環境課長	藤　沢　茂　行	保健福祉課長	永　野　光　昭

産業観光課長	平　井　喜一朗	建設水道課長	笠　井　順　一
教 育 次 長	高　橋　秀　一	飯綱病院事務長	相　澤　浩　幸
総務課課長補佐	清　水　純　一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	梨　本　克　裕	事務局書記	関　　竜　典

一般質問一覧表

順	議席	氏　名	発　　言　　事　　項
1	6	中島和子	1　人口増推進計画新規事業について
			2　世界かんがい施設遺産登録申請の行方は
2	2	中井寿一	1　空き土地対策について
			2　ゴミの分別方法について
3	4	瀧野良枝	1　高齢者福祉に関わる人材確保への取組は
			2　町全体の公園整備の方向性は
4	10	石川信雄	分散型エネルギーインフラについて
5	13	伊藤まゆみ	1　学校給食費の無償化を
			2　町道の管理の強化を

開議　午前９時００分

◎開議の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　おはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第９条第２項の規定により、会議時間を１時間繰り上げて行います。これより、令和４年 12 月飯綱町議会定例会を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邉千賀雄）　日程第１、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。また、コロナ感染防止対策のために、事前にご通知のとおり、質問時間は１人 40 分での対応をお願いいたします。

◇　中　島　和　子

○議長（渡邉千賀雄）　発言順位１番、議席番号６番、中島和子議員を指名します。中島和子議員。

〔６番　中島和子　登壇〕

○６番（中島和子）　おはようございます。議席番号６番、中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

９月の全員協議会において、人口増推進計画進捗状況の説明がありました。計画の概要は、社会増、自然増、関係人口の創出の３要素に区分して実現を図るとしていて、中でも、移住者

の受入れと、そこから定住につながる施策を進めることで、社会増を目指すとあります。

社会増に向けた施策の展開の中から、視点１、移住定住の推進の新規事業についてお聞きいたします。空き家サブリース事業ですが、この事業は、町が空き家を長期で借り上げ、リフォームをして希望者への貸し付けを行うとし、今年度には、その貸し出し３件が開始されるとあります。初めに、この事業は、不動産会社等、民間に業務委託するという形になるのかお聞きするのと、サブリース事業の仕組みでは、入居の有無にかかわらず家賃保証契約をします。空き室や滞納のリスクが考えられ、マスターリース契約の締結により所有者に支払いが発生しますが、リスクがあった場合の対応はどうされますでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　おはようございます。今日は40分ということで、議員からはかなりの質問をいただいております。したがいまして、一つ一つの質問に細かく答弁を用意していますが、要点を集約して私から申し上げますので、もう少し詳しい点等につきましては、担当から申し上げます。

まさしくこの制度は、今、議員がおっしゃったとおりの制度で、非常に研究してみる価値がございました。したがって、町としても研究をいたしました。一ついい点は、空き家の所有者は、このように行政が中に入って借りてくれ、一部直してくれる。借りる人も、行政が仲介の中に入るという安心さと、貸し手側にもすぐ大量のお金を必要としないという大変なメリットがあります。

逆に、建物の所有者は、どちらかといえば貸すよりも、この際売ってしまいたいという人が非常に多いという点。そして、10年間私が借りたとすれば、アパート賃から改修費用を引いて、そしてその差額を地主にお支払いする。そうすると、大した金にならないわけで、これだけかという感じになって、もうひとつ関心がないというか、興味を持っていただけません。

それだけならまだいいのですが、行政としては、屋根も漏れてきた、お風呂も少しボイラーの調子が悪くなってしまったということで、10年という歳月で途中の予定していなかった経費、

リスクを背負うようになってしまっているケースが多いということで、最終的にはこの制度については、いい補助の制度があるけれども、町としては積極的な取組はストップしようということです。その代わり、今進めている宅建の民間の人がアパートを造った補助や若者定住補助など、そういう従来の補助制度を充実させる中で人口増対策を図っていこうと、こういう現状でございます。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　事業活用が進められる環境が重要な観点だと思われたのですが、今、町長の話をお聞きしました。後のこともございますので、次に進めさせていただきます。

次に、新規事業の一つ、移住希望者への無料職業紹介事業についてお聞きいたします。移住者受入企業とのマッチングにより、希望があれば町内ツアーということで、職業と移住の確保をセットにした住宅ツアーを実施するとされています。

事業計画では、長野県移住ポータルサイト「楽園信州」へ広告掲載をするとの説明がありました。サイトを開いてみますと、アクセス数は年間 17 万回とあります。多くの人が閲覧し、目に留まれば効果が期待されます。

ほかに、既に県内各市町村に移住されている多くの方の声も寄せられていまして、そこで町の良さをアピールできます。その中から注目してもらうためには、どんなフレーズでアプローチするのかがポイントになってくると思われます。

そのあたりの仕掛けをどうされるのか。また、サイトへの広告経費等、全体的な事業経費と、その費用対効果をどう見ているかお聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　土屋企画課長。

〔企画課長　土屋龍彦　登壇〕

○企画課長（土屋龍彦）　お答えいたします。楽園信州等だけではなく、町の移住サイトなどさまざまな媒体を使いまして、飯綱町を PR しながら移住者の確保を進めているところでございます。

そういったサイトの中で町がアピールしている一つの点としては、やはり長野市に近い、便

利だけれども農業が盛んで自然がきれいなところ、小さなお子さまをお持ちのような家族層の皆さんがここで豊かな暮らしができる、そういった環境であるということを、町がしっかりとアピールをしているところでございます。

楽園信州等のサイトに対する費用につきましては、これは県で行っているものですので、費用等はかかっておりません。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　別の事業で恐縮ですが、お聞きいたします。今、行われている体験塾に、産業観光課担当の移住や新規就農希望者に向けた体験型農業塾、信州いいづなりんご学校があります。令和３年度の事業費は 1,040 万円ほどでした。６年前から続けている体験塾ですが、これまで 700 人以上が参加されたと思われます。

まず、実際に町で就農や移住につながった方はこれまで何人いらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　お答えいたします。今までのそういった農業に関わっていただけるようなことを通しまして、毎年１件ずつは就農していただいている状況でございます。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　りんご学校事業費は、委託型協力隊員２名の人件費と、ほかに新聞広告や都内電車の中づり広告で約 180 万円の経費がかかっているようです。その広告に対して、関係人口は増加したのか、その費用対効果をどう捉えているかお聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　このりんご学校は、今、議員がお尋ねの、後継者を育てたい、援農、農業を手伝ってくれる人を確保していきたいという目的よりも、りんごというものをツールにした

関係人口を何とか都市圏で増やそうではないかというのが大きな目的です。

ただ今、議員がおっしゃったとおり、600 人から 700 人の間の人が、いずれにしても飯綱町を新しく知るようになって、この地域に来る、または、東京で 10 回ぐらいの研修、現地まで来たり、いろいろなことも含めて、当初はそのぐらいのりんごについての学びと現地研修がありました。それにより、飯綱町が長野県のこういうところにあり、こういう景色で、こういうりんごや農産物が取れるのだということを知っていただいたというのは、関係人口の増加にすごくつながっていると思っております。

先ほど課長からありましたけれども、りんご学校の経験者の中には、今、地域おこし協力隊員になって、現場で飛んで歩いている方もいらっしゃいますし、私どもが東京駅等、いろいろなところでりんごの販売をするときにも、彼らが何人か応援に来てくれて、飯綱町のりんごを相談しながらお客さんに売っていただく。少なくとも、この 700 人近い人たちが、掛ける３人に声を掛けていただければ、３×７＝21 と、こうなるわけです。

このお金と対費用効果というのはありますけれども、私は今年度のスーパーのりんごの贈答品の販売を見ても、飯綱産サンふじは、長野産サンふじよりも 1,500 円から 2,000 円高いです。これは涙が出るほど非常にうれしいのですが、私はそういうものがトータルとしてそういう形になってきているだろうと評価しております。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　どんな事業も、かけた経費をいかに効果的な結果につなげるかを期待したいと思います。

先日の知事のお話では、移住者を迎えるには、これからは信州の豊かな風景だけでは弱く、体験型で町にお迎えし、楽しんでいただくことが有効であり、制度や仕組みだけではなく、地域で温かく支えることが大切だと言われました。町の強みとなるように、町民一人一人が移住者受入側であることを認識することだと思いました。

続けます。施策の展開、視点２の稼ぐ地域、多様な仕事のある地域の実現の新規事業、特定地域づくり事業協同組合の設置についてお聞きいたします。

概要では、町内における仕事を組み合わせ、安定的な雇用環境から、年間を通した仕事の創出で移住定住にもつなげることを視野に設置計画をするとしています。町内、地域内外の若者が地域づくりの人材として組合員になり、地域の農業や企業や教育や福祉などの組み合わせで就労できることは、現在の若者や移住者のライフスタイルにも合っていると思われます。

市町村が財政支援をする場合は、国からも財政支援があるようですが、この制度の対象や要件はどういうものかお聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　土屋企画課長。

〔企画課長　土屋龍彦　登壇〕

○企画課長（土屋龍彦）　それでは、特定地域づくり事業協同組合の制度の概要につきまして、ご説明をいたします。

この協同組合とは、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき、人口急減地域の事業者が協同組合を設立して、組合が雇用した職員を、組合員である町内事業者に派遣するものでございます。

町が組合に対して補助金を交付する場合、議員からもお話があったとおり、国から財政支援を受けることができまして、その概要は、町が組合へ補助金を交付した場合、概算で補助額の２分の１を交付金として、補助額の４分の１を特別交付税として受けることができます。

事業者の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を確保することで、組合職員の安定的な雇用や一定の給与水準を保つことができます。一方で、組合は、職員に年間を通して毎月固定給を支払うことになることから、組合でそれほど多くの職員を雇用することはなく、２人程度の職員を雇用し、動き出す組合が多いようでございます。

ご質問の設置事業の対象ですが、この法律の対象となる地域は、一定の地域において、地域社会の維持が著しく困難となる恐れが生じる程度にまで人口が急減した状況とされており、いわゆる過疎地域や、県が適切と認める地域が対象になります。今年度、当町は全部過疎に指定されましたので、本事業の要件を満たしております。

職員の派遣を受ける組合員になれる者は、町内で農業、林業、商業、工業、運送業、サービ

ス業、その他事業を行う小規模事業者で、組合の定款で定める者とされており、法人・個人を問わず、自己の名において事業を行っている者とされています。個人経営の農家等も組合員になることができます。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　分かりました。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足は、町の大きな共通課題です。放置された田畑が増え続け、生活圏まで広がっている現状です。農家の衰退に不安を感じている高齢者は非常に多く、担い手不足は深刻です。

町では、援農組織の支援として、今ある組織や福祉も巻き込んだ新たな活動拠点として援農センターを立ち上げる考えもあるとお聞きしました。そちらの具体的な内容をお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　いわゆる援農センター的なそういう窓口、相談口が必要だろうという、その必要性は高く感じております。

ご存じのとおり、今は人材活用センター、そして助っ人組合、農業については、この２つの組織が主に農業者の派遣というようなことをやっています。

しかし、両者共に派遣される人たちの高齢化、そしてどこもそうなのですが、そもそも人数自体が大変少なくなり、確保すること自体が難しいということで、２つを１つにしただけでも、まだ物足りない。もう少し基本的に、根本的に援農センター的なものを立ち上げていかなければいけないだろうということで、今、鋭意研究をしているところです。また議員がお尋ねになると思いますが、今の地域づくり協同組合なども、ひとつ研究してみる価値はあるかということで考えているところでございます。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　次に、施策の中にある新規就農者など、担い手の確保・育成についてお聞きします。

集落営農組織の設置支援、モデル構築実施が取組にあります。現在、町内では、住民活動として退職者等から成る数名の皆さんが、自分たちの地域の草刈りなど整備をする集落営農組織をつくり、地域で使用しなくなった農機具の提供を受け、活動をされているとお聞きしました。

新規就農者の確保・育成と同時に、既に活動している地元のグループの応援、支援が大事です。自分たちの手で地域を支えるこの活動は、今、一番地域で求められていると感じます。取組の中にもあるようですが、まずこの活動をモデル地区として各地に紹介し、この自主的な活動を少しでも多くの地域の皆さんへ周知し、自分事と認識していただくことだと思います。

そして、各地で援農グループが活動しやすい環境を整えることが町の農業を守ることにもつながると考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　お答えいたします。集落営農組織の育成支援につきましては、現在、横手地区等で本格的な設立に向けて取組が加速中であり、町も設立の支援をしております。

今後、農業塾や次世代リーダーズ会議というものがあるのですが、そういった会議の中でも集落営農についての勉強会を予定しており、労働力の確保や今後の農業経営の在り方の一つの方策として、集落営農を担い手の重要な存在として位置付けていきたいと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　いろいろお伺いいたしましたが、特定地域づくり事業協同組合制度は、年間を通して就業できる雇用環境にあり、移住者や若者にとって安定的な生活の確保につながります。国の制度ではありますが、制度の中に季節雇用体制を取り入れることができれば、先ほどお聞きいたしました集落で活動している組織を巻き込むことができ、大幅な労働力のアップとなり、受入事業所と会員の調整が取れた運営が可能になると考えます。

地域づくり事業協同組合制度を効果的に活用できたらと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　お答えします。大事なところですが、大きく勘違いをしてもらっては困るところが一つあります。

私も、議員がおっしゃるとおり、「よし、これで行ける」と少し勘違いしたのですが、今のご提案の事業協同組合というのは、通年雇用の人を雇って、組合の職員として給料を出しなさいと。ですから、組合の職員になるわけです。そして、その職員は、いいづなリゾートのスキー場へ 12 月１日から３月 31 日までお勤めしてください、それが終わったら飯綱農協のフルーツセンターのほうへ４月１日から 11 月 31 日までお勤めくださいということをやります。もちろん、スキー場と農協は組合員になっているわけです。ですから、組合員に職員を派遣します。

では、この今の助っ人組合や人材活用センターのように、今日明日の夏場の週３日は農作業の手伝いに行くというものは、シルバー人材センターなどいろいろあるでしょうから、本来のあっせん事業のほうでやってくださいということです。法律が全く違うので、したがってその制度については、国は補助金を出しませんということです。制度としてはいいけれども、これは私たちが狙った制度とは少し趣旨が違うので、ある意味では残念ですが、それは一つお互いに確認をしたいと思っています。

しかし、いい点もあります。本当におっしゃるとおり、飯綱町に引っ越してきたいけれども仕事がない。でも、子供と女房と４人で生活していかなければいけない。では、その組合に勤めさせてもらおう。そうすると、そこで安定した給料と保険にも入れるので、新たに入ってくる若い人たちにとっては、就業の場を確保できるという大変なメリットがあるのですが、一般的に全県を見ても、大体２人、３人ぐらいの職員を雇って回っているのが現状だと思います。そんな方向ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　通年雇用ということで、季節雇用体制を取り入れていただくことは厳しい

とお聞きいたしました。

現在、希望を持って飯綱町に新規就農された方や、Ｕターンして農地を拡大している若い方が町内で何人も頑張っておられます。しかし、労働力不足は深刻です。若者のニーズに対応するための将来的な方向性を示していただき、援農体制の構築が求められると思います。サステナブルな農業のまちづくりを目指すためにも、町の対応をお願いしたいと思います。

以前、富が原 70 周年記念として発行された『富が原って』という冊子を頂きました。お隣の信濃町大井地区に開拓地として昭和 20 年代に切り開かれた富が原集落では、昭和 60 年ごろには開拓初期の半数近くまで世帯数が落ち込みました。しかし、平成に入って、集落の独自の魅力が都市部から移住者を呼び、世帯数は右肩上がりに増加して、令和に入ると 70 世帯を超え、限界集落の危機から一転、奇跡の集落とも言えるＶ字回復を遂げたと解説がありました。その間、約 70 年が経過しているわけですが、自然の中の田舎暮らし、伸び伸びと子育てできる自由な環境の中、人が人を呼んで今に至っているようです。

飯綱町人口増推進計画による人口の推移では、平成 17 年から集計したデータになりますが、東高原地区は町で唯一 19 人の増加と記載されています。東高原地区と富が原集落は少し環境も似ているかと思われます。

富が原では、移住された方が集落の美化活動や親睦会に参加しながら、地域を守り長年住み続けられていることも注目すべきだと思いました。

それでは、２つ目の質問にまいります。世界かんがい施設遺産登録のその後についてお聞きいたします。

20 年後のために今､成すことをテーマに､令和元年に開催された第４次サポーター会議では、先人から受け継いだ歴史文化を誇りに持ち、今ある自然とともに町の存続を続けることが目標の中に掲げられました。ちょうどその頃、地域の中では、三水用水が世界かんがい施設遺産に登録かと話題になっていたことも理由の一つかと思われます。

また、令和３年４月の議会報モニターアンケートでも、芋川用水の世界かんがい施設遺産登録の申請はどうなったのかの質問があり、準備段階であると回答しています。しかし、その後

の経緯が知らされていません。

世界かんがい施設遺産とは、かんがいの歴史、発展を明らかにし、理解醸成を図り、施設の適切な保全に資することを目的として、建設から 100 年以上経過し、農業の発展に貢献される等、歴史的、技術的、社会的価値のある施設とされています。

まず、登録への申請は行われたのかお聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　お答えいたします。世界かんがい施設遺産登録申請は、議員がおっしゃるとおり、準備段階でありました。令和２年度に３回ほど県の担当者、それから、地元区及び学識者との打ち合わせ会議を行い、申請に向けて詰めた後に、令和３年度の申請に向け、再度申請書の確認を県に依頼しましたところ、現段階の申請では、記載内容として不十分だということで、もう少し表現をかみ砕くなどの修正が必要であるという指摘を受け、令和３年度中、これは令和４年度の登録になる申請ですが、その申請を見送った経過がございます。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　今、お聞きしましたように、登録にはクリアしなければならないこと等もあり、また日本からの申請数も多く、審査が難しいと聞いております。しかし、400 年の長きにわたり、用水を見守り続けてきた多くの方々のためにも、せっかく話題になった遺産への登録が、チャレンジすることもなく消えてしまうのは大変残念です。可能性があるのかもう一度お聞きしたいところですが、厳しいようです。

これまでの地域の集会等、いろいろな場面で施設遺産登録が話題となってきましたので、どういう状況にしても、住民の皆さんにこれまでの経緯の説明など、どこかでお知らせが必要と思いますが。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　いずれにしても、今、諦めたという報告を申し上げたのではありません。

清水戸右衛門さん、野田喜左衛門さんの功績というようなものを全体的に表現する中に、芋川用水あり、倉井用水ありというようなスタイルで持っていくのがいいのかどうか。五郎兵衛用水、拾ヶ堰用水など、県内に今３つ指定されていますけれども、芋川用水だけでは少し線が細いという県の独り言も聞いております。そこら辺を整備する中で、これは何としても 400 年の歴史、名前はともかく、三水地区の用水を世界遺産にしていくことは、引き続き努力をしていきたいと。

併せて、その経過についても、機会を見てご報告したい。１年に一遍は必ず用水関係の役員が芋川用水関連の関係で一同集まりますので、そんな折を見てお話をするなど、機会を見てお伝えをしていきたいと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　では、引き続きよろしくお願いします。

先日まで歴史ふれあい館で開催されていました展示会「飯綱町と水の恵み」は、地形や地質の成り立ちから用水の歴史まで、私たちの命をつなぐ水と人と自然の絶妙な関わりがあったことを改めて認識させてくれる特別展でした。先進技術もない時代に、知恵と技術と、そして多くの労働力による卓越した土木技術で、先人が切り開いた偉大な軌跡が今も脈々と引き継がれ、400 年以上もの間、水と共存しながら住み続けることができた背景と歴史は尊いものだと思います。

かんがい施設遺産登録は住民の誇りにはなりますが、ほかの支援などメリットは期待できないという声もお聞きしてはおります。しかし、どこかでこの功績に光を当て、改めてこの偉業を認識して次世代につなげるべきではないかと感じました。

町には、文化史跡、遺跡など現在は 33 カ所が指定文化財とされています。また、ホームページによりますと、町の自然景観、絶景として白坂峠、坂中峠、飯綱湖、丹霞郷などが挙げられています。

そこで、この壮大な用水事業を後世に残し、引き渡すためにも、世界遺産にも匹敵するとして住民の誇りとなるように、町のかんがい施設遺産として史跡指定していただくことはできな

いかお聞きいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　高橋教育次長。

〔教育次長　高橋秀一　登壇〕

○教育次長（高橋秀一）　教育委員会からは、文化財保護の立場で答弁させていただきます。

芋川用水などのかんがい施設を後世に継承すべき文化遺産と捉えますと、行政が保護・支援する制度として文化財保護制度がございます。国の文化財保護法、また、地方自治体の条例でそれぞれ指定、登録の制度がありますが、制度の趣旨としましては、貴重な遺産を毀損、改変することなく後世に残し伝えるということが重要視されますので、芋川用水のような現在も利用されていて、常に設備が更新される、いわゆる産業インフラにはなじまない制度のように思われます。

ただ、飯綱町には、議員がおっしゃられたとおり、町指定文化財がありまして、その中に関係します野田喜左衛門の墓がございます。芋川用水、倉井用水の開削を指揮監督した野田氏をしのび、用水路の価値を伝承するシンボルとなっております。

こうした象徴的な場所は、ほかにも、芋川神社の芋川用水記念碑群や遺構、倉井用水の百聞土手などがございますけれども、今後そうした物件の調査研究を進め、価値の評価を行いまして、文化財としてふさわしいものについては指定してまいりたいと考えております。指定により支援施策を講じることで、先人の知恵と技術の結晶である貴重な用水路を誇りに思う心を育むことに寄与できるのではないかと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　現在も用水管理費など、町からご支援を頂戴しておりますが、今後も引き続きお願いすることと、史跡指定についての町長のお考えをお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　今、教育委員会からの文化財史跡はあれですけれども、おっしゃったとおり、用水自体を町として指定していくというのは今のところ考えていないのです。何でという

言い方はないですが、芋川用水、倉井用水等、改修するところは改修し、三面張りをし、自動ゲートにし、いろいろな意味ではどんどん改良して進んでいるような、いわゆる動く用水、使用している用水ですので、どういう時点のものを史跡としてやっていくかということについては、少しまだ研究をさせていただきたいと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　中島議員。

○６番（中島和子）　ぜひ前向きなご検討、研究をお願いいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　中島和子議員、ご苦労さまでした。

それでは、暫時休憩に入ります。再開時間は９時 50 分とします。

休憩　午前９時３７分

再開　午前９時５０分

◇　中　井　寿　一

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位２番、議席番号２番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔２番　中井寿一　登壇〕

○２番（中井寿一）　議席番号２番、中井寿一です。通告に従い質問いたします。

空き土地利用についてです。福井団地の中には広大な山林を含めまとまった空き地があり、過去に問題が発生したこともあります。

また、福井団地の分譲地に店舗予定だった所については店舗が建ったのですが、撤退してしまいました。その跡地に太陽光発電施設の計画が公表され、今、大きな反対運動が起きています。

そこで、町として福井団地の中に点在しているまとまった空き土地や山林、そういったものの乱開発に対して、有効な対策を立てていただけないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　お答え申し上げます。まず、福井団地は60ヘクタール近い用地買収をお願いして900区画程度の宅地を造成し、長野県内でも有数の大きい住宅団地でした。その中にはどうしても用地買収にご協力をいただけなかった土地ももちろんあります。それについては、水道も下水道も配管をしていません。また、後からそのエリアに配管するのもなかなか容易ではないという取り決めの中で、今日まで進んできていることはご承知のことと思います。

農地があり、宅地があり、雑種地や山林がある空き地です。農地は農地法という一つの制約があります。山林も森林法がありますけれども、大きな意味では森林開発は転用していくのに農地ほど厳しくないものもあります。農地を持っていない人でも転売が可能です。現実に確認はしていませんが、福井団地の真ん中に東京や大阪の人が地主でいらっしゃるということも可能であります。

そういう中で、町として空き地をどうするのかということについては、具体的な問題が生じたときに、それなりの時を見た適切な対応をせざるを得ないのではないかと。それぞれの開発が出てきた時点で、自然環境保全条例、景観条例等にのっとって事業者に対してご指導を申し上げて、その流れの中で進んでいけばそれはそれでオーケーです。そういうようなケース・バイ・ケースで対応していかざるを得ないのが現状だと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　中井議員。

○２番（中井寿一）　今お話があった、問題が起きたときに対応せざるを得ないということでしたが、くろさきの跡地については太陽光発電施設の計画が公表されて、住民の反対運動が起きているところです。これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　先に、福井団地の区長をはじめ、関係の皆さまが役場においでになり、太陽光発電のパネル等の設置について、地域住民としては反対であるという要望書を提出いただいております。私は、これは地域住民を代表する方の声として捉えております。具体的に反対

という地域住民を代表する方のご意見ですので、慎重に真摯に取り扱いたいと思っています。

その根拠は、自然環境保全条例の関係の中で、町長が事業者に開発の許可を出す条件としては次の３号について全てクリアした場合ですと。その２番目か３番目に、地域を代表する方の意見を十分に反映したものであることという項目があります。これを引用させていただきまして、まずそういうものでなければならないということです。

私は事業者の方と正式にお会いしていませんけれども、地域の皆さんのご希望に沿った形で事業計画を変更していただけるような余地があるのかないのか。または、全く相談に乗っていただけるような状況にないのかあるのか。そこら辺は、今後詰めさせていただきたいと思います。

地域の人が困ったというものに対して、町の姿勢、スタンスとしては、その場所について、事業者に「駄目だ、駄目だ」というのも一つの方法です。けれども、こういう利用方法の提案をさせていただいて、それに対して、町はこういうご支援ができるかもしれない。最悪、町に譲っていただけるのであれば、町としてこういう方法で地域の住民の皆さんに沿った方向での利用をこれから考えていきたい。そういう柔軟な対応ができるようなスタイルでお話をしていきたいと思います。

これは公な議会の一般質問の答弁ですので、あの時、町長がそういうふうに答弁したではないかというようなことが必ず後から付いて回りますので、あまり余計なことは言わないほうが本当はいいのですけれども。

今の時代ですので「福井団地の郵便局の隣の正面の大きなエリアに、ゼロカーボン、自然エネルギーを上手に使った素晴らしい住宅が幾つか並んでいるんだよ。あそこでは自分の電気でかなりの部分の生活ができ、あそこに建っているスタンドは電気のバッテリーを入れるためのスタンドだよ」と。そのような、福井団地のみんなの生き方を象徴するような、自然を愛し、自然エネルギーを有効に活用し、そこにいろいろな多世代の人たちが集まってくるようなちょっとした広場もあるというゾーンにでもしていければ、議会もいろいろな意味でご理解をいただける事業計画を立てていけるのではないかと、希望を持っております。

そのための財源内訳。善かれあしかれですけれども、うれしい点は、財政的には過疎というような事業をうまく使う、または環境省の自然エネルギーの事業もいろいろあります。ここは職員、私どもの知恵を絞って財源措置をする中で、対応をしていったらどうだと。併せて、今の時代は一つの計画を立てるには、地域住民の人を巻き込んだ計画にしたいと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　中井議員。

○２番（中井寿一）　ありがとうございます。

次のごみの分別方法について質問したいと思います。まず、状況を説明させてください。

先日、自宅にあった掛け布団を２つに分けて町指定の可燃ごみの袋に入れて、普通の可燃ごみの日に出しました。その後、回収されずに放置されているのを発見し、住民課に問い合わせたところ、布団は粗大ごみなので通常の日は出せないということでした。可燃ごみの袋に入るサイズですけれども、あくまでも粗大ごみの指定だから駄目だと言われました。

そこで、回収業者に尋ねてみました。回収業者自身は集めてもいいのだけれども、最終的にながの環境エネルギーセンターに持ち込むのですが、時々そこで抜き取り調査をしていて、布団が入っているとはねられるということを聞きました。

次に、ながの環境エネルギーセンターに問い合わせてみたところ、実際には１メートルを超えるものは破砕機に入れないと燃やすところに入れられないということです。可燃ごみのサイズに入っている大きさであれば、別に布団でも何でも構わないという回答をいただきました。

飯綱町はごみの分別では県下で最も進んでいる地域ですが、住民の負担の上に成り立っているといっても過言ではないと思います。しかし、必要でなければ普通に可燃ごみで出したいのが心情です。

布団のほかにも、ブルーシートや電線もそうです。ブルーシートは農協へ持ち込むことになっています。農協に尋ねたところ、ある業者に出すということで、その業者に尋ねたら、結局燃やしています。どうせ燃やすのなら一緒だと思うのですけれども、一応確認のためにながの環境エネルギーセンターに尋ねたら「ブルーシートも構わないよ」という話でした。

電線は不燃性の粗大ごみの扱いになっています。東山クリーンセンターに尋ねたら、「家庭で

使うような家電に付いている電線のコードや、パソコンの中に入っているケーブル類は金属類で出してもいいよ」という回答をいただきました。

そこで質問ですけれども、町はごみの回収について見直しをしていただけないでしょうか。福井団地でいうと月曜日、火曜日、金曜日に近くの集積場に出せるように見直していただけないでしょうか。わざわざ、年２回しかない粗大ごみの集積や、あるいは自分でどこかへ持ち込むという話ではなく、できれば日々の回収の中で出せればいいと思いますので、検討をお願いしたいのですがいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　藤沢住民環境課長。

〔住民環境課長　藤沢茂行　登壇〕

○住民環境課長（藤沢茂行）　現場の実務の関係ですので、担当課ということで答弁させていただきます。

今、議員がおっしゃられたとおり、現在の町の分別区分では布団あるいはカーペット、木製の椅子、机等は可燃性の粗大ごみの扱いで分別をしております。ながの環境エネルギーセンターへ直接搬入か、春と秋の粗大ごみ回収のときに出してくださいといったルール付けをしております。

もう一点、ブルーシートの関係ですけれども、現在につきましては不燃性粗大ごみとしております。こちらは、現在は焼却炉の性能が上がっていますのでよろしいのですが、成分的に２種類の成分が入っており、過去にはダイオキシンが燃やしたときに出るということがありまして、不燃性粗大ごみに分別していることが現況です。

取扱いの関係になりますが、議員が先ほど言われたとおり、布団など一辺１メートルを超えるような大きな物につきましては、収集業者がパッカー車の関係で圧迫処理をしますので、大きな物は故障の原因になるということもありまして、ほかの地域では粗大ごみの扱いで出せるところもありますが、現在の飯綱町では、故障の原因や運転停止のリスクの関係で可燃性粗大ごみで別という形にしております。

議員が確認されたように、こちらも全て確認をしまして、現在はながの環境エネルギーセン

ターで焼却処理をやっておりますが、こちらで指定をしている可燃のごみ袋の大きさであれば大丈夫ですということも確認しました。

収集業者につきましても、大きな布団をぼんとパッカー車に入れるのは難しいので、飯綱町の可燃の袋に収まるのであれば収集はできると。議員が言われたとおり、収集しなかったのはこちら指定のルールがありますので、それに従って収集業者が分別をしたという関係になります。

住民の皆さんの利便性向上でどうかということですので、昔と違いまして焼却炉の性能も上がっておりますので、その辺は改善をしていきたいと思っています。具体的には、議員の言われたとおり、通常の可燃のごみ袋に収まる中であれば、あまりに頭が出て大きくなっても困りますけれども、袋に収まり可燃性であれば、布団もしっかり入れていただければいいかと思っております。

ブルーシートについても、昔と違って焼却の性能が上がっていますので、ダイオキシンは出ないということも確認しております。こちらも可燃性の扱いに変更していければと思っております。

それにつきましては、排出方法もまた検討させていただいて。あまりに大きくてそのまま出されますと困ります。また、地元の収集庫の管理は衛生組合にお願いしております。一度にたくさん出されると、通常の収集庫が小さいところもありますので、いっぱいになってしまう形もあります。よその自治体でも１回につき２枚までなどという規制もありますので、排出方法も検討させていただいて、収集業者、処理施設、衛生組合、地元の皆さんとも協議をして、なるべく利便性が向上するように変更していくということでお願いしたいと思います。

飯綱町は町民の皆さんにご協力をいただいて、今までごみの分別をしっかりしていただいておりますので、変更するということになりましたら十分に変更内容を周知した上で、利便性を高めるために変更させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　中井議員。

○２番（中井寿一）　どうもありがとうございました。

今回の一般質問はこれで終わらせていただけたらと思います。私からすれば満額回答をいただきましたので、どうもありがとうございます。失礼します。

○議長（渡邉千賀雄）　中井寿一議員、ご苦労さまでした。

それでは暫時休憩とします。再開は午前10時25分といたします。

休憩　午前１０時１０分

再開　午前１０時２５分

◇　瀧　野　良　枝

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位３番、議席番号４番、瀧野良枝議員を指名いたします。瀧野良枝議員。

〔４番　瀧野良枝　登壇〕

○４番（瀧野良枝）　議席番号４番、瀧野良枝です。通告のとおり質問いたします。

初めに、高齢者福祉に関わる人材確保への取組についてお伺いします。介護保険法の施行以来、要介護や要支援の認定者は増加し、必要となるサービス量の増加に伴い介護職員数は全国的にも増加をし続けております。そして2025年問題は、団塊の世代約800万人が後期高齢者になり、国民の４人に１人が後期高齢者という超高齢化社会を迎える一方で、社会保障の担い手である労働人口は減っていくため、社会保障費の増大、不足が予測されております。さらに2040年には、団塊ジュニア世代が65歳から70歳を迎え、約2.8人に１人が高齢者となるとも言われており、あらゆる産業において人材確保難が共通の課題となっておりますが、特に地域の高齢者を支える人的基盤が大きな課題となると想定されております。

これに対し、国でもさまざまな施策を展開しておりまして、令和４年度の厚労省の概算要求では福祉・介護人材確保対策の推進ということで参入促進、労働環境処遇の改善、資質の向上などを掲げております。

そこで、飯綱町第９期高齢者福祉計画及び第８期介護保険事業計画における基本目標、安心して介護サービスが受けられるための基盤整備への取組についてお伺いします。

今回、飯綱町社協へ聞き取り調査も行ってまいりましたので、そこでお聞きしました現場の声や活動内容を織り交ぜながら質問をしてまいります。

国では第８期介護保険事業計画のサービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を公表しております。2019 年時点で介護職員として働いていた人数、約 211 万人を基準として、2025 年には 32 万人増の約 243 万人。そして、2040 年には 69 万人増の約 280 万人が必要になると見通しを立てております。

そこで町の状況ですが、福祉計画の中で必要なサービス量の見込みはされておりますが、将来的に必要な介護職員数の推計をしているかお伺いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。当時の介護人材需給推計ワークシートにより町でも推計してみました。現在、介護職員については約 200 名おいでになります。2025 年に必要数 225 人、2030 年 229 人、2040 年 233 人と推計しております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　全国推計を単純計算しますと、2019 年に比べて 2025 年が 1.15％増、そして 2040 年が 1.33％の増となっておりますので、町においても要介護などの状況次第でもう少し高い数値、大勢の介護職員が必要になる可能性もあるのではないかと思います。介護職員の人材不足というのは、働いている職員の労働環境の悪化や事業者が提供するサービスの減少につながる可能性があります。将来見込みをしっかりと立てて、住民を含む関係者間の問題意識の共有が必要であると考えます。

それでは、実際に介護人材をどのように確保していくかといった対策についてですが、まず県の対策からお聞きいたします。県の第８期長野県高齢者プランにおける人材確保策について町の取組をお伺いします。初めに入職促進という項目についてですが、県ではマッチングの充実や外国人介護人材の受入促進を図ることなどを提案しておりますが、この点、町の現在の取組をお伺いします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。県の事業ですが、県で移住を検討されている方に特化した移住マッチングサイト等の登録の推進等を町で行っております。また、県で行っております県派遣就労による施設での仕事内容や雰囲気の体験後の就労及び資格取得支援の実施、若者や県外からの移住者等の求職者獲得等を目的としたオンライン版職場説明会の開催、また、外国人介護人材の受入促進のため日本語学習や介護技術の習得を支援するなどのほか、県でも多くの施策があります。その中でどう結び付けられるか、事業所と考えてまいりたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　ただ今お話に出てきました移住に特化したマッチングサイトということですが、先般ご紹介いただきまして私も調べましたが、県のマッチングサイト「信州で働こう！」というサイトでは東京圏、愛知県、または大阪府から県内に移住し、マッチングサイトに掲載されている求人に応募して採用された場合には、移住支援金として単身で最大 60 万円、２人以上世帯で最大 100 万円を支給する制度があるということでした。

この点、飯綱町の移住定住支援サイトにも県のマッチングサイトへのリンクが貼られているのですが、実際にこのマッチングサイトに入りますと飯綱町の企業の登録というのは現在０件です。お隣の信濃町も０件でしたので、まだ動き出しというところかと思いますが、この登録サイトの求人掲載というのは無料で行えるということですので、福祉関係、介護事業所など常に人材不足の課題を抱えている事業所への周知、あっせんをすることは効果的と感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　移住者に対しての求人サイトの登録ですが、確かに県のサイトについては、社会福祉協議会には話して登録の推進をしているのですが、内容の中で社協ではま

だ登録はできていない状況です。ほかの事業所についても、大変有効なマッチングサイトですので推進してもらえるようにお願いしていきたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　ぜひ効果的に活用していただければと思いますし、今のこの町の移住定住支援サイトというのも、本当に今、飯綱町は移住先としてかなり注目されており、令和３年度のこの移住定住支援サイトの閲覧数が 12 万 4,107 件ということで、飯綱町に住みたいと思う方にかなり見ていただいているサイトかと思います。現在、「働く」という項目に対してはそれぞれの仲介先が載っている状況なのですが、例えば今後の町の中の人材確保という意味で、福祉・介護というところの人材に特化した、もしくはそういった事業所に特化したページを作ってもよいのではないかと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　土屋企画課長。

〔企画課長　土屋龍彦　登壇〕

○企画課長（土屋龍彦）　お答えいたします。この移住サイトで移住者の受入協力企業というものを今、町内の事業所にお願いいたしまして募集をかけているのですが、現在９社の皆さんから承諾を得て、移住者の方で就職を希望する場合には、受入にご協力いただきたいと考えています。この事業は、町内の事業者の人手不足を解消するといったものと、あとは移住者の人が最初にまず仕事を見つけてもらう、そういった両方のことを目指してやっているわけです。

　この９社の中で町の社会福祉協議会や飯綱病院、株式会社ライフ・パートナーなどの医療福祉系の事業者につきましても、この受入協力企業に参加していただいておりますので、しっかりと PR をしていきたいと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　続きまして資質向上という項目についてですが、県では初任者研修や実務者研修の受講支援など、介護職の資質向上を支援すると掲げられております。この点について町の取組をお伺いします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。町として資格取得を支援するため、受講者が負担する介護職員初任者研修や実務者研修の受講費用について助成を実施しております。また、県で行っています新任・中堅・リーダー・管理者といった段階ごとに共通して求められている資質・能力習得を目的とした福祉職員生涯研修の実施等、県で行っております事業についても、また各事業所に通知して行っているところです。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　ただ今お聞きしました介護職員資格取得の一部助成事業という観点では、令和３年度の実績として介護職員初任者研修１名、介護福祉士実務者研修１名受講で、１事業所で新たな就職に結び付いたと決算報告でご説明をいただいたかと思います。

実は、この関係では社協でも独自の貸付制度というものがありまして、資格の項目もある程度一緒なのですが、ただその場合、社協で３年間勤務をすると貸し付けの返還が免除となるという点、また、各種資格取得の際にはある程度まとまった受講料を先に払わなければいけないのですが、社協の貸付制度では前払い精算をしてくれるという点でも、使う人にとっても使いやすく、また施設にとっても３年間はお勤めいただくということですので、一定期間の雇用確保ができるという面においてもメリットの大きい制度かと思います。

この点、町としても例えば一定割合での返還免除や前払い制度にするなど、効果的な活用方法についての考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　町の方向性をお尋ねですので、私のほうからお答えしたいと思います。

今、社会福祉協議会の独自の制度ということでしたが、似たような制度としては病院でも看護師等の資格を取るための奨学金のような制度、また、町でも大きな意味では学校に行くための奨学金制度があります。今、議員がお尋ねの介護職員の確保というのは大きな課題になり、そして職種によっていろいろな資格を求められているという現場でもありますので、これは社

協に任せておくのもいいですが、社協に対する支援等も含めて検討していく必要があるだろうと思っています。社会福祉協議会自体をかなり支援してきていることは、前段としてお含みいただきたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　社協ではこういった研修支援のほかに、接遇の研修やコミュニケーション研修など職員個人のスキルを向上する取組というものも行っているそうです。またキャリアパスについても取組を検討されており、職員のモチベーション向上にも寄与してくるかと思います。この職場で自分がどのように働きたいかということをしっかりと見据えて、それに見合う給与または賞与に反映できるように検討している段階とのことです。

国でもキャリアアップのための研修受講料の負担軽減のみならず、その研修を受けに行く際の代替職員の確保支援、また業務調整や休暇取得への配慮などかなり細かな点にまで提言されておりますが、資格取得のための補助金を支給すること以外の支援策についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　細かいことがあれば課長から答弁をいたします。

先ほど申しましたとおり補助金やいろいろな意味では、その時代に応じたタイムリーな支援、助成というものが必要だろうという観点から、どんな支援をしていけばいいのか。そしてその持った資格自体はご本人の資格です。資格はみんなで共有できるものではありませんので、そんなことも含めないと。しかしながらやはり一定の支援を考えていかないといけない。研修に行くための代替えの人の支援まで考えるという、そういう時代になったのかと、つくづく思って聞いておりました。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　先ほどの研修受講のための代替職員の確保については、以前は県

のほうでそういう事業があり、費用は県持ちで代替職員を派遣していただきました。ですが今はない状態なので、また引き続きできるかを県にも要望してまいりたいと思います。

もしそういったものがない場合、派遣職員の場合の費用については、先ほど町長が答弁したとおり、検討してまいりたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　資格取得のために補助金を出すということは、ある意味で分かりやすい支援の仕方なのですが、やはりさらに、いない時にはどういうように対応していくか、調整していくかというかなり細かいところというのは、やはり働いている職員の方のモチベーションなどに寄与してきまして、次の定着支援や離職防止の観点にも絡んでくるのではないかと思っています。

介護現場の働き方改革に向けて元気高齢者等多様な人材の参入による業務の切り分けの推進、雇用環境改善のための事業者への支援などが県では掲げられておりますが、この点につきまして町の取組をお伺いします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。定着支援ということでお願いします。まず県との事業ですが、介護ロボット・ICT の推進等は県の補助事業で実施しており、そこにも町がどう支援できるのかという観点につきましては検討してまいりたいと思います。また、介護職機能分化等を推進し、専門的知識・技術がほとんどない方でも行える業務などの事業の切り分けを行い、介護事業者への参加を図るなど、多様な人材確保、人材定着の取組、これにつきましても同じく事業所と検討、推進してまいりたいと思っております。

また、介護事業者の職場環境改善等を図るため、アドバイザーの派遣や人材確保定着セミナーの実施なども周知し、実施してまいりたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　ただ今の業務の切り分けという部分に関してもお話しいただきましたが、

社協では、例えば事務職員が介護関係の事務も兼務したり、グループホームにおいては職員の方の勤務時間の交代時間に調理専門の職員を採用して、介護職員が行っていた調理と見守り業務をしっかりと切り分けて介護に集中する時間ができ、職員にとっても利用者にとってもメリットが大きいかと思います。

国でも介護助手として、介護の業務範囲から切り出して周辺業務を担っていただくということを提案しております。この元気高齢者等の活用という面は、人材確保という面だけではなく、働いていただく元気高齢者の方の地域貢献、就業機会、健康づくり、生きがいづくりにも寄与されていると言われております。この点、町としての考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。元気高齢者という中高年齢層への介護職員の確保という点ですが、現在は介護職員というところまでは結び付いておりませんが、今パワリハで指導員を養成しております。その中で介護予防教室での指導員として活躍を期待しております。そのような方を介護職員というか、そういう関係にアプローチできればいいかと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　最近読んだところで、日本老年医学会では、高齢者の身体機能や知的能力というのは10年から20年前に比べて５歳から10歳若返っているという声明を出しているということで、やはり元気な高齢者の方にどちらもウィンウィンで活躍していただくということも大事ではないでしょうか。

また社協では、職員のストレスチェック、福利厚生の充実に加えてカスタマーハラスメント、利用者や利用者のご家族からのハラスメント対策を整えて、法人として職員を守っていくという体制づくりが整えられておりまして、恐らく定着に結び付く従業員満足の向上に努めていらっしゃいました。

こういったソフト面での取組について、町としては支援の可能性というものはありますでし

ょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。先ほどのご質問は、社会福祉協議会の事業報告の中での報告だと思っております。私たち社協の理事や評議員会で、このような重点目標の報告、事業報告等が示されております。その委員のご意見の中でどう検討されていくのがいいのか話し合いを行っているところです。

主だって支援ということはあまりないわけですが、何かできることがあれば評議員会、理事会の中で進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　それでは次に、町の計画に掲げられております施策、高齢者福祉に関わる人材の確保・育成への具体的事業の実施状況、その効果についてお伺いします。

１つ目の介護職員資格取得の一部助成事業に関しては先ほどお答えいただきましたので、続いての介護職の魅力向上についてです。人材確保に向けた研修や各種イベントを通じて介護職の魅力発信の機会をつくりますと掲げられておりますが、実際にどのような取組が行われ、その効果はいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。魅力発信ですが、現状では長野県が実施しております各種研修会やイベントの情報などの情報提供、ポスターやチラシ、リーフレットなどを各事業所や公共施設に設置しておりますが、効果についてはなかなか見えない状況です。

しかし、介護のイメージアップは介護の職員の魅力を伝えるための大変重要な施策と考えておりますので、引き続き推進してまいりたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　この介護職の仕事への理解、魅力を伝えるということは中長期的に見ても大変重要な取組かと思います。社協でお伺いしたお話の中で、中野立志舘高校では通学をしな

がら介護の資格取得ができまして、学校のある中野市の事業所だけではなく、市外から通学している学生に対しては自分の居住地での実習を進めてくださっているということです。

実習生を受け入れるということは、事業所にとってはなかなか手間のかかることもありますが、介護職に意欲のある学生に実習先として選んでもらうことによって入職へのきっかけにもなるかと思います。各教育機関向けに実習先として町内事業所のPRをするという取組についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。実習生の受入れということですが、確かに一番身近に感じられるということで誠にいいことだと思っております。しかし、受入先であります事業所は社協、みつえ、ニチイなどがありますが、各事業所にそのような受入れができるかどうかをまずお聞きして、受入れできれば、また教育関係機関等へ伝えて行っていきたいと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　職場体験等いろいろな活動がされてきた中ですけれども、この数年はコロナ禍ということでさまざまな活動が制限されておりますが、やはりこの中期、長期的な計画に沿った取組の推進もしていただければと思います。

次に業務効率化の推進についてですが、先ほど介護ロボットなどICTの活用についてのお話がありましたが、この支援についての考え。例えばICT活用の面では、もう現在でも社協ではタブレットを活用することにより手書きであった伝票がしっかりと入力され、計算にまでしっかりと結び付いているということで効率化が図られているということ。その分、介護現場に力を入れられるようになったというお話もお聞きしました。

また、介護ロボットによって腰痛などの職員の身体的負担の軽減や作業の効率化、センサーを活用することによって夜間の見守りなどによる心理的な負担の軽減など、労働環境の改善が見込まれるということは国でも提案されております。

この点、テクノロジーの活用ということに関しては、町としてはどのような支援の方法があるかをお聞きします。

○議長（渡邉千賀雄）　永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長　永野光昭　登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭）　お答えします。業務の効率化の推進については国・県の制度により引き続き町も推進していくものと考えております。

また、町の政策といたしましてDX推進計画を10月に作成しておりますが、介護分野では例えばICTを活用した業務の効率化として医療介護連携のためのシステム構築を計画しております。この分野では、地域包括システムの一部を成すICT利用を現状施行、運用しておりますが、医療・介護連携協議会において連携システムの導入をしていく方向で確認しております。

令和５年度に在宅医療・介護連携システム、クラウド型情報共有システム「バイタルリンク」というものですが、新たに導入、実施する方向で調整しております。これにより多職種間の情報共有が可能になり、業務の効率化、支援の質の向上につながると期待しております。できることから運用となりますが、地域包括システムの一助につながると思われ、業務の効率化を期待するものです。

また、居宅介護支援事業者と介護サービス事業者間でのケアプランのやりとりのICT化など、さまざまな取組が業務効率化に資すると考えられていますが、町内事業者の皆さまにも導入に際しては、国・県の補助などを活用し、情報共有など引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　次に、飯綱町介護保険サービス事業者連絡会等、町内の高齢者福祉に携わる者との情報共有、課題把握とその対応についてお伺いします。

今回、介護人材確保策について取り上げるために他の自治体の動きやさまざまな研究論文を見ましても、どこも同じような対策が示されているといった印象でした。今ここまでお聞きした内容を含めましても、町としては国や県の取組に準じて対策を講じていくといった印象も残

りましたが、やはり地域事情に合わせた地道で実践的な対策を今から進めていくべきではないかと感じました。

その主体として、官民連携で介護人材確保推進のプラットフォームを設立し、町内事業所の現状をまず把握して､それに対して詳細な分析をし､その課題解決のための戦略を策定してPDCAサイクルを回しながら、国や県ではカバーできない実践的な政策を展開していくことが有効ではないかと考えます。

また、そのような政策展開もこのプラットフォームの目的の一つですが、事業者間の横の連携をつくることによって、若手職員の横断的研修など人材育成に効果を上げている自治体も実際にあります。また介護の魅力発信、先ほど出ました入職の促進についても、若年層の人材確保については若手職員主導での発信が非常に有効であると考えます。

そういった取組の展開も期待できるかと思いますが、福祉の充実した飯綱町として、主体的に課題解決に向けて戦略を立てる官民連携の介護人材確保推進のプラットフォームの設立について、ここは町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　なかなか理想的な一つの案を今お伺いしました。しかし、非常に素晴らしいことなのですが、実際にどうやっていくのだろうと考えた場合に課題は山積していると思います。

プラットフォームは大賛成です。しかし、すぐに思いついたのは、そのプラットフォームの大きさをどう設定したらいいのだろうか。長野広域くらいの単位、今のごみ処理を一緒にやっている長野市以下ですけれども、そういう単位でプラットフォームを備えて、みんなでお金を出し合って、議員が今おっしゃるようなことを市町村ごとに取り組んでいくのだろうか。格好を付けて１万人足らずの飯綱町が単独でやれば、どうしても人材的にも財政的にもうんぬん的にも行き詰まってくるような雰囲気を感じています。

しかし、だからできないということではなく、素晴らしい官民という、これも重要なことだ

と思います。それを本当に生かした計画をこれから立案する、まさに私は2025年問題の真ん中にいる人間として取り組むべき課題だと今、そのような認識を深くしたところです。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　今回は福祉施設事業者の関係の中で社協にお話を伺いましたが、人材確保という面のみならず職員が働きやすい環境整備、利用者にとっての利便性向上など非常に詳細に現状を分析されて努力されているということがうかがえました。おそらく町内の他の事業所でもさまざまな工夫をされていることかと思います。町としては、そういった地道な活動を評価し、事業所任せにせずに一緒に課題を共有して、しっかりとした伴走体制の整備に引き続き努めていただければと思います。

時間がないのですが、続いて町全体の公園整備の方向性についてお伺いします。現在、町で計画されている公園整備について住民の皆さんからご質問やご意見をいただく機会が多く、ここで意識の共有をしたく質問してまいります。

かつての時代には量として確保が求められていた公園、すべり台、ブランコ、砂場の三種の神器をそろえる必要があった公園は、ある一定のストックが成されて、次は質としての整備が求められる時代に入り、さらには公園の個性が整備される時代であるとの文献を読みました。

多様な人が関わり地域の共創による公園づくりなど、情報共有、可視化をしながら住民の皆さんへの理解促進を図ることが大切かと思います。その際、公園という公共物に求められる機能を整理して、各地域の特性に応じて過不足のない機能を持たせる必要があるかと思います。公共のものだけではなく、民間や住民の皆さんで造っているもの、また近隣自治体に配置されている設備並びにサービスを総合的に考慮して最も効果的で効率的な方法の検討が必要であるかと考えます。

現在、計画中または整備中の４つの公園の計画について、それぞれ必要性、機能性、目指す方向をお伺いします。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　全体構想ですので、私から構想的なものだけ申し上げます。

４つというのは、旧三水第二小、そして芋川の旧三水村役場跡、これはもう始まっています牟礼駅前の栄町の所と、もう一つは旧牟礼西小の跡地のその４つを公園にしたいということでやっております。

それぞれその地域によって特色のある公園づくりをしていこうということで、一応今、考えておりますのは栄町の駅前と芋川の旧三水村役場跡の公園については、一種の公園法に基づく建設水道課が窓口になって取り組もうと。そして EAST と WEST、そちらの学校の跡地については企画課が中心になって進めていこうということで実施をしております。

具体的には、やはりその地域に合った公園づくりをしようということで、地域の皆さんと話をする中で、まさに今、栄町では地域と一緒に造っていて、この間の日曜日には植樹祭で植え込みをやったところです。まず地域に合わせた公園づくりをやっていきたい。したがって、遊具がいいのか何がいいのか、そこにどんな機能があったらいいのかというのは地域との話し合いの中で進めていきたいと思っています。

もう一つは、管理についてだいぶ心配される地域があるのですが、あくまで原則として町が管理をしていく公園にしようと考えています。大きく共通している点は、旧三水地区は芋川地域全体を何とかカバーし、赤東地域をカバーし、そして牟礼西地区をカバーし、駅前周辺をカバーするという考え方で、その地域の活性化と、子どもたちと多世代が集まれるような公園づくりにしていくのはどうだろうと考えております。

いずれも過疎債などかなりの資金を使って、しっかりとした避難所でもあり、何にでもありといういろいろな機能を持たせた公園にしていきたいと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員。

○４番（瀧野良枝）　以前も公共施設のマネジメントの質問をした際にもお伝えしたのですが、この町づくりの視点と行財政の視点がしっかりとクロスしていくことが大事であるという点と、また地域にいろいろとお聞きしながら進めていくということで、完成までの間に地域住民がどれだけコミットしたかによって、出来上がったものに対する関心や発展性というものがかなり

変わってくるかと思いますので、今後も住民と共にある公園づくり、公園整備、計画に期待をいたしまして私の質問を終わります。

○議長（渡邉千賀雄）　瀧野議員、ご苦労さまでした。

以上で午前中の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後１時ちょうどからとします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午後　１時００分

◇　石　川　信　雄

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位４番、議席番号10番、石川信雄議員を指名いたします。石川信雄議員。

〔10番　石川信雄　登壇〕

○10番（石川信雄）　議席番号10番、石川信雄です。それでは、質問通告書に沿って質問してまいります。

分散型エネルギーインフラについて今回は質問いたします。以前、太陽光発電ソーラーパネルの件でも質問しているのですが、その時は公共施設の屋上にソーラーパネルを置いたらどうかという質問でありました。

パリ協定以降、地球温暖化の問題は、先進国、途上国、双方で大事な問題となっていますけれども､SDGsでも持続可能な開発目標ということで大きなウエートを占めているかと思います。そのような中で、エネルギー問題は環境政策であると同時に、経済政策でもあると思います。

東日本大震災以降、首都圏もそうですが、エネルギー問題というのはやはりインフラとしてライフラインに直結するものですので重要であるということで、それぞれ震災後、地域で再生可能エネルギーに取り組む自治体も多くなってきています。

そんな中で、私は今回この質問をさせていただきますが、以前、公有施設屋上に太陽光発電の取組を提案した際、エネルギーの地産地消ということで、その土地で生まれた電力はその土

地で消化していくということで提案しておりましたけれども、飯綱町に限っては、バイオマス、廃棄物等の地域資源が一番有効になろうかと思っております。町では、小さい規模ではありますが、小水力発電も始めてきてはおりますけれども、そういった地域資源を活用した地域エネルギー事業に、もう少し大掛かりに取り組んでみてはという提案を今回はしたいと思います。

現在、国では、エネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定に関し、上限 2,000 万円の補助をしています。また、それと同時に、人材面からの地域脱炭素支援ということで、外部専門家を招へいする際の費用の２分の１を補助するというものも挙げております。ということは、国もこの再生可能エネルギー事業に前向きということで捉えてよろしいかと思うのですが、なぜここで分散型エネルギーが大事かと申しますと、やはり非常時の電力のバックアップ体制が一番かと私自身は思っています。

そんな中で、町長の総体的なお考えで結構ですが、分散型のエネルギーについて現状どのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　お答えいたします。エネルギー、特に議員提案の自然エネルギーについての取組は、長野県が 2050 年のゼロカーボンを目指すというような意味も含めて、または、SDGs の持続可能な社会を形成するというような意味において、取り組まなければならない極めて重要な行政課題だと捉えております。

ただし、実施に当たっては、うちにはどういうエネルギーが、どのようにあるかというようなことは十分調べるとともに、その活用と運用、運営等についても、やはり十分考慮した上での大きな意味でのスタートが大事だと捉えております。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　環境政策の面から見ると、この問題は若者に非常に関心が高い事例だと認識しております。古くは 1992 年に環境サミットでスピーチされたセヴァン・スズキさん、最近では 2019 年のグレタ・トゥーンベリさんの国連スピーチでありましたけれども、若い世代が時

の権力者に対して、かなりきついスピーチをしているということです。やはり若い世代にとっては、きちんと地球の末を考えて権力者にプレゼンしたということなのですが、そういった意味合いから考えますと、私自身も大量生産、大量消費の時代に生きてまいりましたけれども、時代の転換が来ているような感じも受けております。

東日本大震災以降、やはり原子力発電も国民的な課題になりました。クリーンエネルギーとは言われていましたけれども、いざ事故があったときの代償がかなり大きい。そんな中で、太陽光なり風力なり水力なり、自然エネルギーへの転換が必要だということです。

今日の午前中の中井議員の質問にも、福井団地にソーラーの住宅があったらいいという町長の答弁もございました。これまでも、パッシブソーラーハウスのことは建築業界でも取り組んではいるのですが、なかなか普及しないという実際面もあり、いまひとつなところはあるかと思います。

今回、この質問をするに当たって、いろいろと先進地のことも調べました。県内では飯田市が取り組んでいるということです。飯田市の場合は、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例という条例を作って、その上で事業を進めているということです。市内には、おひさま進歩エネルギー株式会社という事業体がもう既にできていて、それは飯田信用金庫から融資を受けて設立されたようです。

自治体が事業をするのはなかなか大変だとは思うのですが、そうは言っても、自治体出資による公益的事業体が必要な事業だろうと考えております。以前の公共施設の屋上のソーラーパネルもそうですけれども、なかなか個人の事業主がやるには、規模的には少しハードルが高い事業でありますので、そこはやはり町も加わって事業体をつくっていくのがいいだろうと私自身は思っています。

そんな中で、午前中の中島議員の質問でもないですけれども、特定地域づくり事業協同組合というものを仮につくったとしたら、その組合で、こういったエネルギー事業に取り組むのも一案ではないかと思うのですが。ただ、人材派遣的な業務に限ってするとなれば畑違いのようなことにもなり得るので少し注意が必要かと思います。

希望としては、飯綱町も、この再生可能エネルギー条例を策定してはどうかと思います。その件に関しては、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　今、前段に申し上げたのですけども、エネルギーという問題を町としてどう捉えて、どういうふうにしていきたいから、この何とか条例を作るという。この条例というのは、みんなで積極的に電気を節約しましょうと呼び掛ける条例なのか。なるべく自然エネルギーのようなものを個々のおうちで、みんなで屋根に太陽光のパネルを上げましょうと呼び掛け、それに対する助成、補助というようなものを規約でまとめて、それをどんどん奨励していくような条例なのか。ただ条例を作れといっても、どういう意味での条例を作るのかということを、町としてしっかり捉えてやっていかなければならないと思います。

でも、これは難しいことだから当面やるつもりはないと言っているわけではなく、これは取り組まなければならない事業です。電気料は平均１軒のお宅で、少ない人でも 5,000～6,000 円、多い人はわが家のように２万幾らになります。この電力の支払いは全部名古屋や東京に行ってしまうのですから、この毎月のお金の額、これがもし地元に落ちたとすれば、経済のうんぬんにおいては大変なことでございます。そういう意味合いも含めて、電力の地産地消、そして自然エネルギーの開発というものをやっていかなければならないだろうと。

この後のご質問にあろうかと思いますけれども、どこにどんなエネルギーを見つけていくのか、どこにどんなエネルギーが寝ているのかというようなことは、やはりいろいろな調査などの中でしっかり調べていかなければならないだろうと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　私としては、職員を先進地に派遣して研修をしてきてほしいという思いでいます。

今の条例の関連になりますけれども、滋賀県湖南市では、環境部の中に地域エネルギー課を設置しまして、2012 年９月に地域自然エネルギー基本条例、そして 2015 年には地域自然エネ

ルギー地域活性化戦略プランというものを作っております。３本柱があるのですが、１番目、エネルギー・経済の循環による地域活性化の推進、２番目、自立分散型のエネルギー確保、３番目、地球温暖化防止への貢献ということであります。

まさに何のエネルギーが妥当かというのは実際に現地調査をしてみないと把握できないところもあろうかと思いますが、やはりこのエネルギー問題は、車はもちろんそうですけれども、ボイラーに使う灯油や化石燃料は、ほぼみんな町外へ出ていくことになります。町内の資源でそれをある程度カバーできれば、それは経済効果も上がるということで考えてよろしいかと思います。

そんな中で、自然エネルギーへの転換は、やはり初期投資もかかると思います。ただ、初期投資はかけても、回収できないことでもないと思いますので、ぜひ、前向きに進めてほしいと思います。

今、町では地球温暖化に対してのアンケートを取っていると思うのですが、併せて、こういった再生可能エネルギーについての住民への意識調査もしてほしいと思います。それに関しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　住民の皆さんに、どんなお気持ちですかというようなことをさまざまな角度からお聞きするというのは問題ありませんし、チャンスがあれば大いにいいと思っています。

この間、長野広域の首長が集まった中で、県から、ぜひ自然エネルギーの活用、ゼロカーボンに向かって最大の努力をしてほしいという要請がありました。その中でも話があったのですが、例えば飯綱町に置き換えて言わせてもらうと、八蛇川、斑尾川、鳥居川などの一級河川がありますけれども、水力発電として使える場所というのは、今の芋川用水で２年後ぐらいに何とか供用開始をしたいと思っていますけれども、水力発電ではその程度でしょう。

そうすると、次は火力発電。今、飯綱の頭に「いいづなお山の発電所」がありますけれども、秋や春先は剪定などの原料が出てくるのですが、通年通してしっかりした原料、まき、材木等

を運び込むというのは、相当なエリアがないと非常に難しいでしょう。

それで、いきおい太陽光ですかね。これについても、ある首長から大変指摘がありました。まだまだ20年30年後の使い古しになった太陽光パネルの処理について、明確な対応を出していないと非常に心配しています。

それと、議員から後で質問があるだろうけれども、蓄電、いわゆる電池は１つ300万円ほどするといいます。これをどういう形で普及していくつもりですかと。

そういうように端から現実に照らし合わせていくと、2050年のゼロカーボンというのは非常に無理でしょうという結論が見えてくるのではないかと。説明に来た県の皆さんにしてみれば何をしに来たのかというぐらいのシビアなご意見もございました。

公用車ぐらいは電気自動車で毎年２台ぐらいずつ何とかしていこうと思ってメーカーに問い合わせたら、電気自動車は早くて１年半、２年以上は楽に待ってもらわなければ段取りできないというのが今の現実ですと。

こういうものを踏まえる中で、しかし、この庁舎の１階は地熱を利用させてもらっています。冬に来ても夏に来ても非常に強烈な暑さ寒さではない。自然の中の環境で、職員は当然ですけれども、外から来たお客さんにしてみても非常に快適な環境の中で自分の用を済ませるということで、この地熱は大変良かったと思います。

でも、思い切って保育園は全部地熱に替えていこう、あそこも替えていこうというと、今の設備投資は大変なものでございます。そこら辺の兼ね合い、バランスを見ながら対応していきたいのですけれども、自然環境保全条例と同じように、条例を作って進めていっていいだろうというような判断の時期が来たら、これはやぶさかではございません。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10番（石川信雄）　このエネルギー問題は次世代にバトンタッチをうまくしていきたいと思うのですが、先ほど紹介しましたセヴァン・スズキさんなりグレタ・トゥーンベリさんというのは、12歳、15歳でスピーチしています。

昨日、たまたま本屋へ行ったのですが、ジュニア向けの再生可能エネルギーの選択について

の新書が並んでおりました。中身をめくって少し読みましたけれども、結構つぶさにいろいろと書いてありました。ぜひ、中学校教育でも、そういった環境教育を探究教育として取り組んでいただきたいと思います。少し質問の趣旨がずれますけれども、青少年に対しての環境教育は現在どのように行われていますか。今、環境教育を中学校ではどのように行っておりますか。教育長、できればお願いします。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。環境教育につきましては分野が広いので、小学校、中学校共に力を入れてやっているところです。ふるさと学習や、低学年の生活単元、高学年の地域に出たりする学習の中でいろいろとやっています。そういう中でエネルギーなども全く扱っていないわけではないですけれども、例えば学校の中で、今、議員が一般質問の中で述べてこられたようなエネルギー政策について、学校でそこだけ一生懸命やるということではありません。広い意味での環境教育はやっております。以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　それでは進めます。

先ほど町長から、水力発電の芋川用水関連のこともご意見が出ました。近隣ですと、岐阜県群上市白鳥町石徹白地区では、集落全世帯出資で農業協同組合連合を設立して小水力発電事業を行っているとのことです。1口 10 万円というと結構な金額だとも思うのですが、配当は商工会も参画して地域商品券を配るということらしいです。

ここまで行く事業体はなかなかないと思うのですが、用水のことに限って言えば、用水連絡協議会も現在ありますし、そういうところに働き掛けて事業体のモデルケースというようなものにしてもいいのではないかと思っています。

また、それとは別に、今いろいろとカンマッセに事業委託をしていますけれども、そういった地域振興に関する会社に委託して事業体を立ち上げるという方向性に持っていけたらと思っているのですが、町長はその点について現在どういうお考えでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　もう町がいろいろな意味で、直営でそういう事業をやろう、しかも、一種の売電を伴うような事業、これは公営企業になりますけれども、そういう事業は考えてはおりません。町が事業主体としては。

おっしゃるとおり、実施をしていくことになるとすれば、私は今の地域の水利関係の組合もいいでしょうし、カンマッセもいいでしょう。ただ、電気のように専門的なものについては、やはり電気事業、発電等に少し慣れているような関連の会社と地域の会社でジョイントを組むなり、出資をし合って会社をつくるなりして、やはり運営はプロ的なセンスのある、知識のある団体として経営をしていってもらうのがいいだろうと。

そこに町が施設整備等では国庫補助事業等の導入を図りながら支援をしていくということが理想的だと思っています。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　以前、私はある自治体を、飯綱町のホームページのリニューアルに関して紹介した記憶があります。岡山県西粟倉村ですが、あそこは発信力が高いと申しましょうか、非常に注目を集める自治体かと思います。西粟倉村では移住者によるローカルベンチャーが何社か立ち上がり、木工品の製品を作ってみたり、また、バイオマス発電事業に取り組んだりと、移住者が割と地域おこしに貢献している村のように見えます。

飯綱町も地域おこし協力隊を採用して結構たっておりますけれども、そういった意味でも、移住してきた方を中心に、そういった会社を立ち上げてもいいのではないかと思います。ただ、地域おこし協力隊の隊員の中には、それぞれの目標というか自分がやりたいこともあるでしょうから、なかなか押しつけるわけにはいきませんけれども、そういう外の視点、外から来て感じるものは大切かと思います。

本当に、これからの世の中の転換期に当たって、エネルギー問題は今まで以上にだんだんウエートが大きくなっていくかと思います。まして、現在の世界の不安定さを見ると、エネルギ

ーの安全保障はどうなっているのかと思ったりもします。

この寒い時期に当たって、ウクライナでは停電も多くなってきているようです。セヴァン・スズキさんのスピーチの中には、戦争にかける費用をこういった環境政策に回したら世界はもっと良くなるということもありました。私自身もそう思っております。飯綱町も、そういった意味ではトップランナーと言わないまでも、走っている自治体として、これから進んでほしいと思います。

先ほど町長のお話の中にもありましたけれども、危機管理の件になります。

非常時に備えての蓄電池、先ほど町長から 300 万円という数字まで出ましたけれども、やはりソーラーパネルだけではなく、蓄電池や自家用発電機を設置するということは、非常時に備える意味では大変大事かと思います。また、そういったものに対して、町も補助をしてはと思いますけれども、町長はどうお考えですか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　先ほど、ご質問の前にそんな話題を出して恐縮でしたが、非常に金額的にも高価であります。ただ、屋根の上に上げる太陽光パネルの補助についても、十分かと言えば決して十分とは言えない金額ですが、国庫補助等も付いて、いろいろな補助率が全体としては３～４割となるようなケースもございます。今、町単独の支援といえば、非常に厳しい金額でしか対応できないかと思います。国の事業等が認可をされる中で、個人への太陽光及び蓄電池への支援が３分の１など、そのように獲得できるような方法が取れれば、そういう道を開けていけばいいなと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　今日、机の上に配布されていたのですが、議会一般質問答弁の進捗状況ということで、私の再生可能エネルギーの位置付けについての見解ということで、対応内容として少しここは読ませていただきます。

「住宅用太陽光発電施設補助要綱は令和５年度で適用終了となるため、令和５年度に継続す

るか、利用状況等を鑑み検討する」とあります。まるで廃止も視野に入れているのかというような書きぶりです。この再生可能エネルギーについては、私は縮小ではなく拡充するべきだろうと思っておりますけれども、どうしてもこの書き方を見ると前向きに考えていないと見受けられますが、町長自身の現在のお気持ちはどうでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　どこの補助要綱等と比較してそういうお考えを持っていらっしゃるのか。私は今まで補助要綱を途中で廃止したような覚えはあまりありません。一度作った補助要綱を、思い半ばにして途中で打ち切っていくという方針は、そういう感じを持たせただけでも失礼であったと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　それはそれとして、次です。

飯綱町の資源ということで、間伐材についてお伺いします。森林整備計画の現在の進捗率はどうなっているでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　平井産業観光課長。

〔産業観光課長　平井喜一朗　登壇〕

○産業観光課長（平井喜一朗）　お答え申し上げます。平成 26 年に策定しました森林整備計画では、平成 27 年度から令和６年度までの 10 年間での目標は 387 ヘクタールと、これは森林整備計画の目標値でございます。

実際に、平成 27 年度から令和３年度までの７年間で、森林整備の面積は 242 ヘクタールです。これは間伐のほかに主伐、地ごしらえ、造林などを全て含めた整備面積ですけれども、達成率は 62.5％となってございます。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　山の発電所の話も出ましたけれども、やはり地元で出た間伐材など、地域で出たものは地域で消化するというふうにしていかないと、流出するばかりで、なかなか地元

の資源を有効活用できない状態が続いてしまうと思います。

春先の剪定枝もそうですけれども、できればストックヤード的なものを造って、小型でも構いませんので発電施設、小型タービンでもよろしいかと思いますけれども、事業費がかかり過ぎるということになると、また違った意味合いで問題かと思うのですが、やはり地元の資源は地元で有効活用するのが基本ではないかと思います。

そういった意味で、資源としてストックして、それを使うというお考えは町長にございますか。

○議長（渡邉千賀雄）　峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　これは利用を考えていきたいと思います。ただ、発電ばかりがいいのかはあれですけれども。

いずれにしても、これから町がやる事業、例えば発電では、これだけの規模を供給、維持できるだけのバイオマス、材木等がある。これを処理して、売って、年間のコストはこうなる。それが大きくもうからなくてもいいですけれども、次期の機械の更新ぐらいにはなる収支の見込みをやはり立てた上での着手が、これからは全ての関係についても、ある程度そういう観点でやっていかなければならないだろうと思っています。

もし、それがあまりにも差があって懸け離れているというなら。これは私見ですが、かなりの日本人はまきストーブに憧れを持っています。しかしながら、売っているものを見ると、今はナラやブナは一まき 500 円です。あれを毎日１つ半くらいずつ燃やしていてはなかなか大変だろう。だから、例えば、まきとしての材料を町も支援してあげるような形で、もう少し安く供給ができ、まきストーブの普及につながるというような感じに持っていくなど。

いずれにしても、活用については幅広く対応を考えたいと思います。これからのやはり大きな意味で、そういう仕事が行政の仕事だと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　石川議員。

○10 番（石川信雄）　それでは、最初に申し上げました政府の分散型エネルギーインフラプロジ

ェクト、また、人材面からの地域脱炭素支援に、ぜひ飯綱町も手を挙げていただいて取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（渡邉千賀雄）　石川信雄議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。午後１時 50 分に再開します。

休憩　午後　１時３５分

再開　午後　１時５０分

◇　伊　藤　まゆみ

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位５番、議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13 番　伊藤まゆみ　登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ）　議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に沿って、順次お聞きしてまいります。

学校給食費の無償化をということでお聞きしてまいりますが、私はこの問題をずっと取り上げてまいりまして、大体年に１回ぐらいは継続して議論をさせていただいてきた問題でもあります。

新型コロナウイルス感染症流行のもとでの収入減に物価高が追い打ちをかける中、子育て世代の経済状況は大変厳しいものとなっています。令和４年６月の私の一般質問に町長は、今年度中の給食費については値上げ分について引き上げることはしない、もし予算に不足が生じる場合は公費で負担し、財源は新型コロナウイルス臨時交付金を充当していきたいとお答えになりました。そして７月には、一般会計の補正予算第５号による補正対応を行っていただいたということであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、第８波が襲い、長野県ではまた多くの感染者が出てきている状況があります。罹患しないように気を使いながらの生活はストレスを抱え、

精神的にも苦しい毎日を重ねていることは火を見るよりも明らかです。

そこでまず、来年度の給食費についてどのような検討をされたのかをお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　高橋教育次長。

〔教育次長　高橋秀一　登壇〕

○教育次長（高橋秀一）　お答え申し上げます。今、議員からありましたとおり、今年度につきましては第５号補正予算においてお認めをいただき、来年度以降につきましては慎重に検討するということで６月の議会では答弁をさせていただいておるかと思います。

来年度以降につきましては、現段階で給食として提供している食材についての値上げ額が明確に見えていないこと、また保護者の皆さまが、はたして物価高騰に見合った収入を得られているのか疑問であるため、先日行いました実施計画のヒアリングにおきまして、来年度も給食費の値上げは行わず、超過する分については町が負担していくということで、町と教育委員会で確認をいたしました。

来年度中に食材費の値上げはどのくらいになるのか、現行の給食費で賄えるのか、値上げをお願いできる社会情勢にあるのかなど、十分に検証検討を行いまして、それ以降については慎重に判断してまいりたいというところで、確認をしております。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　長野県下では、この間コロナウイルス感染症のまん延と、また国のコロナ対応の交付金を実施しての給食費の引き下げ等を実施することについて国も大変前向きであったこともあり、21 の自治体が給食費の無償化を実施しております。飯綱町においても、やはり無償化を念頭に、今後も負担軽減にもう一歩踏み出していただくことが重要ではないかと考えています。

県の事業として給食費の無償化をという運動も起こっている中で、私は、ここは本来、国が進めるべき施策であるとは思いますが、それを待っていたのでは子育て世帯の経済状況が疲弊していってしまうと思われます。そういう中においての考え方をお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　一応、教育委員会の立場としてお答えしたいと思います。

給食費の無償化については、議員から令和２年３月の定例議会でもご提案いただいたことですけれども、教育委員会の考えとしては基本的にその時と変わっておりません。学校教育法に基づいて、材料費は保護者から集めるというスタンスを取っておりますし、これからもそれを原則としたいと思っております。ただし、その時も申し上げたのですけれども、経済的に支援の必要なご家庭には、当然ですけれども、もう既に給食費は援助しております。

それから、地産地消に心掛けて飯綱町産のお米を 100％使っていますが、それは１キロあたり 149 円を町で補助しております。

そういうことで今、飯綱町の給食費は小学校低学年 265 円、小学校高学年 285 円、中学校 305 円となっております。これは長水の中では最も安い給食費です。近隣の市町村の中で比較しても、低価格で頑張っていると思います。

今、21 の自治体が給食費無償化に踏み切ったというお話でしたけれども、私たちのほうでも調べてみました。長野県で現在、給食費を無償化しているのは 10 町村あります。そのうちの８町村は、人口が 400 名以下の平谷村に始まり、大体人口 5,000 人以下の小規模な町村となっております。こういう町村の方針としては、保護者負担の軽減というよりは、給食費を無償化することによって人口増につなげていきたいという、自治体のいろいろな政策の中の人口増対策としての傾向が強いのではないかと考えております。

大きいところですと、軽井沢町と御代田町があります。飯綱町より大きいです。ただ軽井沢町については、長野県で唯一、地方交付税を必要としない豊かな町ですのであまり比較にはならないと思います。御代田町は人口１万 6,000 人ぐらいで無償化していますけれども、無償化といっても給食の実態がどうなっているか、その辺は私も興味があるのでぜひ参考にしたいとは思っています。そのような状況であります。

実は、つい先だっても、PTA からいろいろ要望を出しそれに対して町のほうでどう対応するかという、町と PTA の懇談会を行いました。そういう懇談会の中でも、私が教育長になってか

ら、給食費が大変負担だから何とかならないかという声は今まで一度も出ておりません。実際に一月当たり保護者の皆さまのご負担は、大体 5,000 円から 6,000 円程度です。ですので、1食 300 円で安心安全で栄養バランスの取れた食事ができるのは、学校給食をおいてほかにはないと思っていますので、これを堅持していきたいと思っています。

例えばこれから先、PTA を通して保護者の中からそういう声がすごく強まるなど、そういう情勢の変化があったら、それはまた検討の対象にはなると思いますが、現段階では法律にのっとって給食運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　それぞれの市町村の予算配分については、その自治体においての考え方が色濃く出てくるものだと考えています。この飯綱町においても、人口増は大変大きな課題の一つでありますし、それに向けて一生懸命取り組んでいただいていると思います。そういう中で、子育て世代の方々の社会的移住が多くなってきている状況が生み出されています。これをいかに継続していくのか、そして願うならば、もう少したくさんの方に来ていただきたい、この町を好きになっていただいて住み続けていただきたいというのが本音だと思います。

今ほど、教育長から１食 300 円でというお話がありました。私は、給食はただ単に食事であるとは思っておりません。日本国憲法第 26 条第１項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、２項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」としています。

私は、給食は教育の一環であると考えておりますので、当然義務教育の中に入ってくると考えています。給食は単なる食事ではないと思っているわけですが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　馬島教育長。

〔教育長　馬島敦子　登壇〕

○教育長（馬島敦子）　お答え申し上げます。今、伊藤議員のほうから、学校給食については教育の一環だというご指摘がありましたけれども、文科省がもう何年も前から学校教職員の働き方改革を進めております。その中で、今まではとにかく子どもの生活が学校に丸投げされていた、だからここで何でもかんでも学校に丸投げではなく、本来、教員が負うべき仕事と教員が負うべきでない仕事を明確にしようということで進めております。

その中で例えば、子どもの登下校は教員の仕事ではない、保護者の責任であることを明確にうたっています。また、給食は本来、教員の仕事ではないということを文科省ははっきり言っております。学校給食というのは、歴史的に見ても、学校の授業ではなく、もともと戦後の貧しい時期、食べる物がなく栄養失調で苦しんでいる子どもたちを救うためにできたのが学校給食です。いわゆる義務教育の教育活動とは別物です。

ですから、学校教育とは別の学校給食法という法律に基づいて給食は運営されています。今、学校の先生も、もちろんお金はいただいていますが、給食を食べていますので、給食指導はしていただいていますけれども、厳密に言えば給食の時間は、先生たちは休憩の時間です。子どもたちはまた別の給食専門の職員を雇ってランチルームで食べるなど、本来はそうしていくのがいいと、将来的にはそうしていかなければいけないというのが、今の文科省の言っていることだと思っております。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ）　一時期位置付けられてきた食育という観点、これは学校給食においても大事なことであると思っています。給食に使われている食材がどのように作られ誰が作っているのか、地域の方々が愛情を持って育てた野菜、食材を使ってこの給食が作られ、愛情を持って調理され提供されているということに関しての学びということは当然あるだろうし、なくてはならないことだと思っています。それがひいては地域を愛する心、郷土愛につながっていくと私は思っております。

はっきり言えば、給食はどこでどうやって食べてもいいのかといえばそうではないわけです。

本来であれば多くの友達と一緒に楽しい時間を共有しながら、うちでなかなか口にすることのできないようなメニューなどにも触れながら、豊かな生活の一部として学校で子どもたちが育っていく、それを支えていくものだと考えています。

そういう意味では、給食が職員の負うべき仕事ではないとおっしゃられればそうかもしれませんが、子どもたちだけで給食の時間を過ごさせるわけにはいきませんので、誰かがその任を担いながら、食育と位置付けながら時間を過ごす中で、子どもたち自身が豊かな人格を形成していくための時間であると考えています。保護者もそう願っていると思います。

保育園は、もう国の施策によって給食費は無償となっています。長い目で見ていけば学校給食もその道をたどっていくのかと思いますが、現実はそうではない中で、では誰がどこでどう足を踏み出すのか、やはりどこかで頑張ってもらうことが必要ではないかと思います。それによって、遊休荒廃地が生み出されることが少なくなり、先ほども出ましたが、働きがいを持って農地を耕し作物を育て、子どもたちに提供していくという仕事に多くの町民が関わっていってくれる、そういう地域づくりをしていくことが重要なのではないかと思います。この点については今後も話し合いをしていきたいと思っています。

給食費の無償化は、もしかしたら保護者にとってはあまり大きな課題にはなっていない、当たり前のこととして受け止められていることであるのかもしれません。子どもたち優先の家計運営の中においては、決して負担であるという考え方を持たない、そういう愛情深い保護者たちなのだろうと理解していますので、今後もこの議論については深めていきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。町道の管理の強化をということでお聞かせいただきたいと思います。

昨日から今日にかけて全国各地で積雪等があり、いよいよ冬本番が近づいてきたというような便りがあちこちから聞かれます。この地においては、今年は大変暖かい日々が続いていてありがたいと思っています。ただ、りんごの蜜の入りが大変悪く、その点については苦慮しました。いよいよ降雪の時期を迎えて道路の安全確保が求められています。

まず除雪にあたり、除雪後の雪の安全な処理というか、処理後の安全確保が求められていると思います。特に、支線と主要路線が交差する所に大きな雪の山が造られて、安全確保が大変厳しくなってくる場所が散見されます。平時でさえ安全確認が難しく気を使うような場所に、なお大きな雪の山ができてくるような状況の中で、毎年町民からこれは何とか解消してほしいという声が寄せられて、担当につなぐこともあります。しかし、やはり毎年その場所に大きな山が造られるという状況が続いています。

また、田畑に除雪の雪を入れさせていただく所もありますが、田んぼや畑に入れてもらってもいいけれども、「できれば南側に寄せて入れてもらいたい」「そこはとにかく日陰になってしまって雪が解けなくて困る。南のほうに入れてもらえれば順次解けていくので農作業にも支障がない」というような声が寄せられることもあります。

除雪した雪を入れる場合、そこの地主の方々にきちんと了解を取っておられるのでしょうか。まず、その点をお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答え申し上げます。今の雪を入れる場所の許可等の内容ですが、一応町のほうでは各地区の区長や役員の方々にお願いするなかで、雪を入れてもいい場所を聞いて入れさせていただいている部分と、除雪の作業時に自然に入ってしまう場所も結構あると思いますので、大きく雪を入れるような場所については、地主の方等に町や地区の役員の方から一応声を掛けていただくなどして、町のほうでもお願いをしている状況です。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　その辺は毎年のことですし避けては通れないことですので、丁寧な意思の疎通が必要になってくると思います。でき得れば組長や区長を通して了解を得ている場合においても、地主の思いといいますか、要望等がある場合もあるかもしれませんので、その辺を丁寧に行っていただきたいと思います。道をかいていただいて、本当に安心安全に通っていけるということに、町民は町にやっていただいていることに関してありがたいと思っております。

快く協力できるところは協力したいと皆さんおっしゃいますので、その点を配慮していただければと思います。

あとは、同じ山にするにしても、通れば危ないか危なくないかは理解できると思うわけです。近くに田んぼがある場合は、その田んぼに入れていただいて、のり面に押し付けるような大きな山はできれば回避していただきたいと思います。

私の家のそばは、県道仁之倉線がありますので、そこへ行くについての町道から県道に出る所、国道から県道へのバイパスの所が大変大きな山になります。そこでは冬場の事故もたまにあり、あの山がなければ回避できたのではないかというものもあります。その辺は町としても了解はしていると思いますので、毎年毎年寄せられるということは、町民からの声も上がっているはずだと思うのですが、どのような検討をされているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答えいたします。雪の排雪場所という部分については、実際に捨てられる場所は決まっているわけですけれども、道路の除雪につきましては冬期間、除雪業者の重機 26 台、直営オペレーターの重機 28 台ということで約 50 台の除雪車が町内を除雪しております。降雪時については車や歩行者の通行等を優先に確保するために、除雪した雪が道路の脇、また積雪量や場所によっては交差点の所にも雪の山ができてしまうことも十分承知しております。ただ、町もオペレーターの皆さんにもお願いする中で、通行に支障のないように最大限努力をしていただいていますが、やはり除雪する向きや道路の雪のかき方によっては、寄ってしまう所がどうしても出てきてしまいます。

そういう部分については、今、議員ご指摘のとおり、住民の皆さんや職員がパトロールをする中で、ひどい所は崩したり排雪をするということを適宜行っているつもりでおります。ただし、全町での作業ですので、あちこちでそういう所が発生していることはあると思っております。

また、福井団地や栄町、三水の中峰等、集落の狭い道路については町としても排雪を計画的に積極果敢に行っているところですけれども、排雪場所の確保等を地域の皆さんにも協力していただく中で進めていかなければならないと思いますし、できるだけ雪道の交通安全については住民の皆さんのご理解とご協力もお願いする上で進めているという状況です。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ）　温暖化に伴い、雪の降り方も一昔前とは違ってきていると思います。雪の質も変わってきている中で、除雪のご苦労も容易に想像できるわけですけれども、安心安全な生活を担保していくためには少ない職員の気配り、指示も大変重要になってくると思います。連携を十分に取った上で、今年の冬は上手に乗り切っていただきたいと期待しております。また私からも気が付いたところは担当のほうに申し上げたいとは思います。

次の質問に入らせていただきます。以前、私の濃霧と安全への対応という質問に対して、外側線を引くなどの対策は大きな予算を伴わないので順次早めに取り組んでいきたいという町長の答弁がありました。道路改良等については大変大きな予算が伴う中ですぐ実行というわけにはいかないので、ここのところはどこまで進んだのか、町民にとってみれば大きな関心事になっております。

先日も、朝暗いうちに動くことがありました。国道、県道、国道と通って駅の近くまで下りました。外側線がしっかりある、センターラインがしっかりあると、濃い霧の中でもスピードを少し落とせばそんなに大きく心配しないで通行ができました。これが少し狭い道で外側線等がなかった場合は、ちょっと怖いなというぐらいの濃霧でした。夜もそういう形が生み出されてくるわけで、ここのところは早めに取り組んでいただきたいと思います。

まず、どこまで安全対策が進んだのかをお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答えいたします。昨年９月議会で、伊藤議員から質問のありました道路の安全施設の関係ですが、令和４年度については、カーブミラーやガードレールの修

繕補修などの安全対策を 150 万円ほどかけて実施しております。当該路線での白線等の取組内容についてですが、ご質問いただいた後に職員で現場を確認させていただいたところ、やはり道路の損傷も大変ひどく、今この状態で白線を引いても、すぐにまた削れてなくなってしまう可能性が高く、すぐに直してもなかなか効果が得られないと判断しました。

今後については、事業計画の中で実施計画等に入れて進めていきたいと考えているところです。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　この次にも質問させていただくのですが、実施計画を立てて今後取り組んでいくという話ですけれども、どのぐらいの年数をかけてやるようなお考えですか。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　年数については、今のところ何年計画ということはまだ考えておりません。事業化して工事に入りたいと思っているのが、令和５年から６年頃にできればその中で幾つか工区を分けて進めていきたいと考えています。１工区１年として４工区ぐらいに分けられれば４年間程と今考えているところです。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　この辺は、地元の区長・組長にご相談いただいて、早期に実施していかなければいけない所から手を付けていっていただきたいと思います。早期の実施を期待したいと思います。

今ほど課長からもお話がありましたが、道路の損傷が大変ひどい中で、その補修がされないままでいる箇所が大変多く散見されています。これから除雪を行うにあたっては、なおひどくなるのではないかという懸念があります。また、今年度においても、何件もこの損傷によって車両が傷ついたということでの補償が生まれている状況があって、町の適正な道路管理が問われていると思います。

それぞれの区や組長がご自身の所をしっかり見ていただいたり、区民や組員の方々からのお

声によって町につないでいただいていることもあるとは思いますが、結構、幹線道路においても損傷が見受けられます。職員の登庁、退庁の折に気を配っていただくなど、道路パトロールにおいても、その辺をしっかり見ていただく中で、早期の補修が求められていると思います。

どのような期間を区切っているのか、春先にまとめてやるのか、それとも３カ月や４カ月などの期間を区切って、そこまでで出てきたものをきちんと補修しているのか、その辺についての現状をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答えいたします。期間につきましては、現在一番発注が多い時期は春先です。冬の間に除雪等で傷んだ場所について各地区から情報をいただいて、それをまとめて発注をかけている状況です。

ただ、その量によっては１回の発注では用が足りませんので、大体春先から夏頃にかけて修繕が終わるような形で依頼しているという状況です。また、１度直したからといってその場所が終了するわけでもなく、やはり壊れやすい所というのはその後もまた壊れてしまいますので、随時、職員のほうでそういった場所については修繕等の対応をさせていただいています。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　これまでは春から夏にかけてある程度の所が補修されて、そんなに大きく補修箇所が補修されないまま散見することはあまりなかったと思うのですが、今年はそれが結構多かったです。私はあまり多く動いていないのですけれども、ここにも穴が開いている、ここにも開いているというような状況が散見されました。大きな車も通っているということもあるのかもしれませんが、やはりある程度期間を区切ってきちんと補修をかけていかないと、町民の方々に迷惑を掛けるような状況が生まれると考えます。

この点、対応について見直していく、または、もう少し丁寧に行っていくということは考えておられますか。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答えいたします。議員のおっしゃるとおり、区間や期間について、本来は路線ごとの改修計画等を立てて直していく状況が一番いいやり方だと思っております。今後必要になってくるということも十分承知しているわけですけれども、道路については、造られた古い順に改修、修繕といった状況にはなかなかなりません。先ほどお話ししたとおり、除雪の路線や通る車の量によって壊れる場所の時期なども違いますので、なかなか計画自体が簡単に立てられないというのが実情です。

基本的に、実際に傷みのひどい路線について修繕計画を入れて、２～３年で対応しているというのが現在の動きです。今後については、その計画も考えていかなければならないと思っております。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ）　先ほども申し上げましたが、結構大きな穴があるものが、いつまでたっても修復されない状況は異常であると思います。そういうものに関しては、早急な対応を取っていただきたいと思います。それは職員の皆さんも日々通っていれば当然分かる所だと思います。私が通っている所はそういう所なので。そういう意味においても見落としがなく、そこを通行される車両に損傷がもたらされるようなものはあってはならないと思いますので、きちんと対応していっていただきたいと思います。

ある程度まとめてやるほうが効率的だとは思いますけれども、今も結構な箇所があります。これは多分、最初は小さな穴だったのが大きくなっているというものもあります。放置すればそれだけ補修も大変になることは火を見るよりも明らかです。小さなうちに職員で補修ができるならばやっていただく、箇所が多いのであれば業者を入れていただく。業者にお願いしてから動いていただくまでに時間がかかれば、当然穴は大きくなっていくというところもあります。コロナ禍で業者の方々も大変ご苦労されながら今、町の仕事をやっていただいているという状況もありますので、縷々思慮するところもあるわけですが、日々の安全ということに関しては、やはり手抜きは決してあってはならないと思います。町民にそういうふうに映ってはいけない

と私は思いますので、この点に力を入れて頑張っていっていただきたいと思います。その意味で一言、決意をお聞かせください。

○議長（渡邉千賀雄）　笠井建設水道課長。

〔建設水道課長　笠井順一　登壇〕

○建設水道課長（笠井順一）　お答えいたします。今、議員がおっしゃったことはそのとおりだと思います。実際町のほうでも、小さいうちに穴埋め等してしまいたいと思っておりますが、現在の対応を申し上げさせていただきますと、現場対応の職員に修繕を随時やってもらっていることもそうですが、直接の担当の係の職員についても２～３人で、週１日、水曜日の午後は穴埋めにずっと出ているという状態が続いています。大雪だった昨年の除雪が関係しているのだと思うのですが、今年については本当に修繕する箇所が多かったというのが実情です。できるだけ早めに穴埋めを行うよう努めています。

住民の皆さんの車等が傷むということに関しては、職員からも情報をもらったり、住民の皆さんや通っている方から情報をもらう中で、随時そちらの対応をさせていただいていると思っております。今後についても、そういう情報があったらすぐに連絡をいただくなかで、町も早急に対応していきたいと考えております。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤まゆみ議員。時間ですが。

○13 番（伊藤まゆみ）　これから多分今年も大変な雪の季節になるのではないかと思います。温暖化は、夏は暑く冬は大変寒くなると聞いております。除雪作業にあたっても安全を期していただいて、事故のないようにということを祈念して、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

これにて、一般質問の通告者はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　ここでお諮りします。明日２日から 14 日までの 13 日間、本会議を休会

したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、明日２日から 14 日まで、本会議を休会することに決定しました。

15 日の本会議は、議事の都合により、会議規則第９号第２項の規定により、会議時間を３時間繰り下げて午後１時に開くことにいたします。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認め、12 月 15 日の本会議は午後１時に開くことに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。本日は、これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会　午後　２時３３分

令和４年 12 月飯綱町議会定例会

（ 第 3 号 ）

令和４年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第３号）

令和４年１２月１５日（木曜日）午後１時開会

日程第　１　諸般の報告

報告第21号　議員派遣結果報告

日程第　２　常任委員会審査報告

（１）予算決算常任委員会

（２）総務産業常任委員会

（３）福祉文教常任委員会

日程第　３　常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第　４　議案第77号　令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　５　議案第78号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第79号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）

日程第　７　議案第80号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第　８　議案第81号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第　９　議案第82号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第　10　議案第84号　飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　11　議案第85号　飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第　12　議案第86号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

日程第　13　議案第87号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第９号）

日程第　14　発議第　７号　免税軽油制度の継続を求める意見書案

日程第　15　発議第 ８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

追加日程第１　発議第 ９号　介護保険制度の改善を求める意見書案

日程第　16　議員派遣の件

日程第　17　閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	三ツ井　忠　義	２番	中　井　寿　一
３番	小　林　文　廣	４番	瀧　野　良　枝
５番	青　山　　弘	６番	中　島　和　子
		８番	風　間　行　男
９番	目須田　　修	１０番	石　川　信　雄
１１番	清　水　　滿	１２番	大　川　憲　明
１３番	伊　藤　まゆみ	１４番	原　田　幸　長
１５番	渡　邉　千賀雄		

欠席議員（１名）

７番　樋　口　　功

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	峯　村　勝　盛	副　町　長	池　内　武　久
教　育　長	馬　島　敦　子	監 査 委 員	山　浦　　修
農業委員会長	高　橋　明　彦	選挙管理委員長	黒　岩　長　弘

総務課長	徳永裕二	企画課長	土屋龍彦
税務会計課長	土倉正和	住民環境課長	藤沢茂行
保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	平井喜一朗
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	清水純一

事務局職員出席者

事務局長	梨本克裕

開議　午後　１時００分

◎開議の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　皆さん、ご苦労様です。12 月定例会の最終日であります。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第９条第２項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（渡邉千賀雄）　日程第１、諸般の報告を行います。

報告第 21 号　議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邉千賀雄）　日程第２、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長　青山弘　登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘）　総務産業常任委員会審査報告書、令和４年 12 月 15 日、飯綱町議会議長　渡邉千賀雄様、総務産業常任委員会委員長　青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定に

より報告します。

議案第 69 号 飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例、可決。

議案第 70 号 飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 71 号 飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 72 号 飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 73 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 75 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例、可決。

請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 69 号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例。

質疑①、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定について、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるとあるが、具体的にどのような場合に該当するか。

回答①、第９条第１項第１号から第３号にあるとおり、職務の特殊性や勤務条件の特性、異動交替によって障害があるような場合等にできることとしている。

質疑②、特に医師については 60 歳を超えても管理職に任用するような運用ができないかと考えるがどうか。

回答②、現状では、行政職は 60 歳を超えての管理職の任用は考えていない。また、医師は役職定年から除外されており定年まで管理職として任用ができる。このため、第９条の例はあまり想定していない。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 70 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、最終的に 65 歳まで定年が延長されるし、再任用の場合も同じだと考える。また、給料も約 70%ということで条件は同じように見えるが、両者の違いは何か。

回答①、60 歳を迎えた時の選択肢は３つとなる。１つは退職するという選択がある。２つ目は定年延長によりフルタイムの職員を続けるという方法。３つ目は一旦退職し、定年前再任用短時間勤務職員として週３日や１日６時間などの短時間勤務の職員となる方法である。定年延長を選択した職員の給与は 60 歳到達時の 70%水準となる。一方、定年前再任用短時間勤務職員は段階的に定年が延長されるため、例えば 61 歳で定年となった職員が 65 歳まで暫定再任用を希望する場合は、各給料表の末尾に記載の給料月額が適用され、70%水準には達しないこととなる。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

質疑①、説明において、赴任に係る移転料などの特殊旅費の創設とあったが、長野県内での赴任でも対象となるか。また、これを創設するということは、職員の県外赴任の可能性があると理解して良いか。

回答①、県内の赴任は、災害派遣なども想定され、実際、千曲川関連の災害の際は長野市へ派遣している。住居まで構えての県内の赴任となれば、当然対象となる。また、これから定年延長となり、職員採用も継続しなければ年代層のバランスが崩れることも考慮する中で、派遣や研修を充実させていくという考えもあり、国の機関や自治大学校、交流都市等を想定し提案したもの。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例。

質疑①、役場窓口での交付申請はできるのか。

回答①、窓口手続きは今までどおり。

質疑②、アプリ利用の交付申込で情報の漏洩に対する考えは。

回答②、情報はあくまでも交付申込のみで、発行は紙ベースで他の情報機器によるもので情報のデータによる漏洩はないと考える。

質疑④、窓口での交付申請に本人確認の印は必要なのか。

回答④、国の法改正に伴い、町においては補助金など金品が対象となるもの以外、不要としている。様式が町全体としては膨大な数となるため、各手続き時において不要の対応をしている。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例。

質疑①、料金改定して値上げした場合、利用者がどの程度減るかシミュレーションしたことはあるか。

回答①、していない。

質疑②、料金値上げして利用が減ればもっと悲惨になる。かえって現状維持にしておけば減る心配もないが、値上げして減ったということになればもっと大変なことになるのでは。

回答②、指定管理者もその辺のリスクは十分承知している。しかし、天狗の館の宴会が思うように増えず収益が上がらないことから、経営上利用者が多いところから少しでも利用料金をあげて、経営の安定化を図っていきたいという思いである。ただ今回の改定金額については上限を設定しているので、即座にこの金額に上げるということではない。指定管理者と相談しながら金額の設定をしていく。

質疑⑥、改定の理由の中に、エネルギー物価高騰とあるが、手漕ぎボートやペタルボート、わかさぎの穴釣りは、エネルギーの高騰に該当してくるのか。

回答⑥、平成 26 年の改定以降、人件費が上がっている。ボートなどの維持管理、積雪した湖面の転圧作業や東高原観光施設の草刈り等、全体を管理するすべての人件費である。

質疑⑧、料金改定をするにあたって、町として検討された結果なのか、運営会社から上げてもらいたいという要望があったのかどちらか。

回答⑧、運営会社から要望はあったが、金額については希望額どおりでなく、町として検討

し判断をした結果である。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願。

説明者、飯綱東高原観光開発株式会社　代表取締役　仲俣俊晴　氏。

質疑①、今年、来年のシーズンは、免税制度がある。なぜこの時期の請願なのか。

回答①、制度の終了間際の取組では間に合わないので早めに取組、声を上げている。

質疑③、例えば軽油を北陸信越全部で一括購入できないか。せめて長野県中の索道全部で一括購入することはできないか、そうすると安く仕入れると思うがどうか。

回答③、スキー場の所在地が離れていて、配送のこととかいろいろな問題があり、あまり現実的ではないと思う。今後開かれる索道の会議の中で今回の請願の審査の中でこういう意見が出たことは報告する。

質疑⑥、免税軽油制度を続けるようにとの請願は、全国的に大きな取り組みになっているのか。

回答⑥、今は、長野県とか北海道とか免税軽油の使用量が多いところが中心で取り組んでいる。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で採択とした。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　ここで報告があります。樋口議員より体調不良により欠席届が提出されておりますので報告いたします。

これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長　伊藤まゆみ　登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ）　福祉文教常任委員会審査報告書、令和４年 12 月 15 日、飯綱町議会議長　渡邉千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長　伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 74 号 飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、可決。

陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書、一部採択。

陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情、不採択。

陳情第 10 号 インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

質疑③、汲み取りと浄化槽の料金はどのくらい差があるか。下水道料金より安いのか。

回答③、汲み取りと浄化槽の料金は同じである。下水道料金との比較は、下水道は根本的にし尿と生活排水の全てに係る使用料となるので下水道料金の内、し尿がどのくらいなるのかは計算できない。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書。

説明者、なし。

意見①、今の状況は、自然ではない。病院に入れないのは、おかしい。陳情項目４の患者、利用者の負担軽減に関することには反対する。別の機会にすべき内容と考える。

意見②、知り合いに看護師職がいる、大変さは理解できる。陳情項目４には反対。負担はすべきである。

意見③、スタッフの疲労は理解できるが、陳情項目４には賛同できない。

討論、なし。一部採択採決の結果、陳情項目４を削除する一部採択とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員賛成で一部採択とした。

陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情。

説明者、なし。

意見①、国の負担が増えれば、その負担は子供たちにかかっていく。それが続くと、国は大丈夫か。

意見②、介護保険料を引き上げなければ、制度は維持できない。維持するためには制度を見直さねばならない。

討論、なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第 10 号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情。

説明者、原　秀史　氏。

質疑①、ワクチンは打つなということか。

回答①、そういうことだ。

意見①、ワクチン接種は、合意で行われている。願意が不明であり資料は説得力に欠けている。町内の保護者は、勉強会をして判断している。

意見②、ワクチン接種者が罹患しても軽く済んでいる。強制で行っているわけではない。マスクはしない、ワクチンは打たないは間違っている。

討論、なし。採決の結果、全員反対で不採択とした。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　なしと認め、質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第３、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 69 号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第69号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第70号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第70号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第71号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　議案第 76 号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第76号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邉千賀雄）　請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願は、採択することに決定しました。

○議長（渡邉千賀雄）　陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は一部採択です。

陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書を委員長の報告のとおりとすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書は、委員長の報告のとおりとすることに決定しました。

○議長（渡邉千賀雄）　陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔議席番号 13 番　伊藤まゆみ　登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ）　議席番号 13 番、伊藤まゆみです。陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情の採択に賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、介護の社会化を謳って導入され、３年ごとの見直しのたびにサービスの削減や利用者の負担が増えるなど改悪を重ね、判りにくく利用しにくい制度となってきています。

国は、2023 年度通常国会に向けて介護保険見直しの検討をしていますが、「21 世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会」が行ったアンケートに、特別養護老人ホームなどの施設長の６割以上が今行われている検討の内容に反対しているとの報道がありました。介護職員の確保で

は、「確保しにくくなった」「まったく確保できない」を合わせると 75%に上ったとのことです。

この間、町内のマスターズの皆さんと話す機会が多くありましたが、口をそろえておっしゃることは「年金が下がり、この物価高と医療費の倍増で家計が厳しい、この先不安しかない。」という言葉です。多くのマスターズの皆さんは、「死ぬまで家で過ごしたい」との希望をもっておられますが、その実現は不安の思いを抱いた上にあります。

私たち地方議会議員は、この地に住む方々の願いや、思いに心を寄せて、安心して住み続けられる地域を守り続けるために力を尽くすことが求められ、また、それが議員のあるべき姿であると考えます。

今回の陳情内容は、その点においても十分理解でき、地域の皆さんの声を反映するためにも採択し、国に意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を期待し、討論とします。

○議長（渡邉千賀雄）　次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情は、採択することに決定しました。

○議長（渡邉千賀雄）　陳情第 10 号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全

にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 10 号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情を、採択することに賛成の方は、起立願います。

〔起立少数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立少数です。

したがって、陳情第10号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約11万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情は、不採択とすることに決定しました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第４、議案第77号　令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 77 号　令和４年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第５、議案第 78 号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 78 号　令和４年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 79 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第６、議案第 79 号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 79 号　令和４年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 80 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第７、議案第 80 号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 80 号　令和４年度飯綱町病院事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 81 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第８、議案第 81 号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 81 号　令和４年度飯綱町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 82 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第９、議案第 82 号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 82 号　令和４年度飯綱町下水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後２時とします。

休憩　午後１時５０分

再開　午後２時００分

◎議案第 84 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 10、議案第 84 号　飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第 84 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 84 号　飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書の１ページ上段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

改正理由につきましては、議案第 84 号から第 86 号までいずれも人事院勧告に基づく給与法の改正が国会で可決、公布されましたので、これに準じた関係条例の改正でございます。

議案第 84 号は、議会の議員に係るもので、改正内容は、期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、年間 3.25 月を 3.3 月とするものです。

本年度については、12 月期の支給月数を 0.05 月引き上げるもので、この改正は公布の日から施行し、期末手当の基準日であります本年 12 月１日から適用するもの。また、令和５年度以降については、今回の引き上げ分を６月期、12 月期で平準化し、それぞれ 1.65 月とするもので、この改正は令和５年４月１日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 84 号　飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 11、議案第 85 号　飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第 85 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 85 号　飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書の１ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

議案第85号につきましても、人事院勧告に準じた関係条例の改正で、常勤の特別職に係るものでございます。改正内容につきましては、議員とまったく同様の内容でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第85号　飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第12、議案第86号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第86号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 86 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書の１ページ下段から２ページをご覧ください。議案の提案説明書によりご説明いたします。

議案第 86 号につきましても、人事院勧告に準じた関係条例の改正で、行政職、医療職の一般職の職員に係るもの、並びに一般職の任期付職員に係るものを一括で改正するものでございます。

主な改正内容は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、①として行政職、医療職の全給料表について、月例給の改定を行うもので、行政職については、初任給及び若年層の給料月額を平均 0.3 パーセント引き上げるもの。医療職については、行政職との均衡を基本に改定するものでございます。この改正は公布の日から施行し、本年４月１日から適用いたします。②としてボーナスの改定を行うもので、再任用以外の職員は、勤勉手当の月数を 0.1 月引き上げ、年間 4.3 月を 4.4 月とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.1 月引き上げるもの。再任用職員は、勤勉手当の月数を 0.05 月引き上げ、年間 2.25 月を 2.3 月とするもので、本年度については、12 月期の支給月数を 0.05 月引き上げるものでございます。この改正は公布の日から施行し、勤勉手当の基準日であります、本年 12 月１日から適用いたします。また、令和５年度以降については、今回の引き上げ分を６月期、12 月期で平準化し、再任用以外の職員は１月、再任用職員は 0.475 月とするもので、この改正は令和５年４月１日から施行するものでございます。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、①として特定任期付職員の給料表の改定を行うもので、１号給を 1,000 円引き上げるものです。この規定は公布の日から施行し、本年４月１日から適用いたします。②として特定任期付職員の期末手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、年間 3.25 月を 3.3 月とするもので、特定任期付職員の期末手当につきましても、議員及び常勤の特別職とまったく同様の改正内容でございます。なお、この特定任期付職員につきましては、現在１名もおりません。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 86 号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例及び飯綱町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 13、議案第 87 号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永総務課長。

〔総務課長　徳永裕二　登壇・説明〕（議案第 87 号）

○総務課長（徳永裕二）　それでは、議案第 87 号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第９号）について、ご説明いたします。議案書並びに議案の提案説明書の３ページをご覧ください。議

案の提案説明書によりご説明いたします。

補正予算第９号につきましては、議案第 84 号から第 86 号に関係する職員手当等の人件費の補正でございます。

今回は、歳出の補正のみで、補正予算額はゼロとなる補正予算でございます。

主な補正内容は、議会費、総務費等で人件費を総額 432 万４千円増額、予備費で同額を減額し調整をしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉千賀雄）　説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、議案第 87 号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第９号）は、原案のとおり可決されました。

◎発議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第14、発議第７号　免税軽油制度の継続を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号５番、青山弘議員。

〔５番　青山弘　登壇・説明〕（発議第７号）

○５番（青山弘）　議席番号５番、青山弘です。

発議第７号、令和４年12月15日、飯綱町議会議長　渡邉千賀雄　様、提出者　飯綱町議会議員　青山弘、賛成者　飯綱町議会議員　小林文廣、中島和子、風間行男、目須田修、清水満、大川憲明。

免税軽油制度の継続を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

免税軽油制度の継続を求める意見書。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油について設けられている免税制度が令和６年３月末で廃止される状況にある。

今までこの制度により、道路を運行しない農林業用機械、船舶、製造業などの重機等に使用される軽油は免税が認められてきた。特に、当町の冬の観光を支えてきたスキー場においては、ゲレンデ整備で使う圧雪車、人工降雪機に使用する軽油が免税となっており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場経営維持に不可欠なものとなっている。

しかしながら、免税制度が廃止されれば、スキー場の経営はさらに厳しく深刻なものとなり、当町の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

よって、飯綱町議会は、下記について強く要請する。

記。

国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和４年 12 月 15 日、長野県　飯綱町議会議長　渡邉千賀雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣　あて。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。青山弘議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、発議第７号　免税軽油制度の継続を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 15、発議第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番　伊藤まゆみ　登壇・説明〕（発議第８号）

○13 番（伊藤まゆみ）　議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第８号、令和４年 12 月 15 日、飯綱町議会議長　渡邉千賀雄　様、提出者　飯綱町議会議員　伊藤まゆみ、賛成者　飯綱町議会議員　三ツ井忠義、中井寿一、瀧野良枝、樋口功、石川信雄、原田幸長。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、ＯＥＣＤ平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16 時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

飯綱町議会は、安全・安心の医療・介護の実現のために下記の事項について国に要望します。

記。

１　安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。

２　医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。

（１）労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。

（２）夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

（３）介護施設や有床診療所などで行われている「１人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

３　新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年12月15日、長野県　飯綱町議会議長　渡邉千賀雄。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣　あて。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、発議第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎発議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉千賀雄）　先ほど、伊藤まゆみ議員ほか２名から、発議第９号　介護保険制度の改善を求める意見書案が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第１とし、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認めます。

したがって、発議第９号を日程に追加し、追加日程第１として、議題とすることに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩とし、意見書の内容を確認するための時間を考慮し、再開は午後２時 30 分からとします。

休憩　午後２時２４分

再開　午後２時３０分

○議長（渡邉千賀雄）　休憩前に引続き会議を開きます。

追加日程第１、発議第９号　介護保険制度の改善を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員。

〔13 番　伊藤まゆみ　登壇・説明〕（発議第９号）

○13 番（伊藤まゆみ）　議席番号 13 番、伊藤まゆみです。

発議第９号、令和４年 12 月 15 日、飯綱町議会議長　渡邉千賀雄　様、提出者　飯綱町議会議員　伊藤まゆみ、賛成者　飯綱町議会議員　瀧野良枝、石川信雄。

介護保険制度の改善を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定に

より提出します。

介護保険制度の改善を求める意見書。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。利用料２割・３割負担の対象者の拡大、要介護１、２のサービス削減など、負担増と給付削減の提案がされています。これらにより、利用者と事業者双方にさらなる矛盾と困難をもたらすことが懸念されます。経済的な心配をせず、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる介護保険制度の実現には、介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げることが必要です。

また、2022年２月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されました。しかし全産業平均給与との差を埋めるには遠いものです。これが10月からは介護報酬に組み込まれ、新たな利用料負担が発生しました。処遇改善は介護保険料やサービス利用料に転嫁せず、国庫負担で行うべきです。

よって、飯綱町議会は、下記について求めます。

記。

１　介護保険財政における国庫負担の割合を引き上げること。

２　国費により、すべての介護従事者の給与を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和４年12月15日、長野県　飯綱町議会議長　渡邉千賀雄。

内閣総理大臣、厚生労働大臣　あて。

以上です。

○議長（渡邉千賀雄）　これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　質疑なしと認め、質疑を終了いたします。伊藤まゆみ議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邉千賀雄）　起立多数です。

したがって、発議第９号　介護保険制度の改善を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邉千賀雄）　日程第 17、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員

会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉千賀雄）　異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邉千賀雄）　以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長　峯村勝盛　登壇〕

○町長（峯村勝盛）　令和４年12月飯綱町議会定例会の閉会に当たりましてご挨拶申し上げます。

11月29日に開会致しました今議会におきまして、本日ご提案申し上げました追加議案４件を含め、ご提案申し上げました総ての案件につき、原案通りのご決定を賜り厚く御礼申し上げます。

飯綱町職員の定年等に関する条例の一部改正により、いよいよ60歳定年が延長されることになります。新しい働き方のスタートであると共に、対象となる職員の具体的な組織上での位置付けや、今までの経験や知識を生かす場の設定など取り組んでいくべき課題もございます。十分な話し合い等を重ね、働きやすい環境の整備を進める中で、貴重な経験や知識を持った人材の確保を図り、その指導的な働きに期待したいと思っております。

今月の９日に普通交付税の増額が公表されました。飯綱町は6,653万円余の交付額であります。臨時経済対策費として積算されたものでありますが、令和５年１月には臨時議会を招集し

補正予算のご審議をお願いする予定であります。円安、電気料等の高騰、数多くの生活物資の値上がりなどで、住民生活はとても厳しい状況にあります。生活支援につながる政策等を検討しておりますが、令和５年度予算対応を含め、住民生活を守る観点から対応していきたいと考えております。

結びに、今年も残るところ２週間ほどとなりました。議員各位には、何かとご指導、ご協力を頂く中で、順調に町政を進めてくることができました。あらためて感謝申し上げますと共に、飯綱町の発展のため一層のご尽力をお願いしたいと存じます。天気予報にも雪マークが多くなってきました。今年も雪が多く、寒さも厳しいとの予測もありますが、ご参会頂いている総ての皆さんにおかれましては、お身体をご自愛され、輝かしい希望に満ちた新年をお迎え頂きますよう、ご祈念申し上げまして閉会のごあいさつと致します。一年間、いろいろ有難うございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邉千賀雄）　本日の会議はこれで閉じ、令和４年 12 月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦労様でした。傍聴者の皆さん、ご苦労様でした。

閉会　午後　２時３９分

予算決算常任委員会審査報告書

令和４年 12 月 15 日

飯綱町議会議長　渡　邉　千賀雄　　様

予算決算常任委員会委員長　　瀧　野　良　枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第 76 号	令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）	可　決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第76号　令和４年度飯綱町一般会計補正予算（第８号）

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和４年 12 月 15 日

飯綱町議会議長　　渡　邉　千賀雄　　様

総務産業常任委員会委員長　　青　山　　弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第 69 号	飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	可　決
議案第 70 号	飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可　決
議案第 71 号	飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	可　決
議案第 72 号	飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可　決
議案第 73 号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例	可　決
議案第 75 号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可　決
請願第７号	免税軽油制度の継続を求める請願	採　択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 69 号　飯綱町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

質疑①：管理監督職勤務上限年齢制に関する規定について、公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務できる規定を設けるとあるが、具体的にどのような場合に該当するか。

回答①：第９条第１項第１号から第３号にあるとおり、職務の特殊性や勤務条件の特性、異動交替によって障害があるような場合等にできることとしている。

質疑②：特に医師については 60 歳を超えても管理職に任用するような運用ができないかと考える

がどうか。

回答②：現状では、行政職は60歳を超えての管理職の任用は考えていない。また、医師は役職定年から除外されており定年まで管理職として任用ができる。このため、第９条の例はあまり想定していない。

質疑③：当町も定数管理を行っていると思うが、定年延長が施行されることで新規採用を控えるということはあるか。現状でも、45歳以下の職員が空洞化していると聞くが、そうならないような対策は考えているか。

回答③：質問の内容は一つの課題として考えており、採用を控えてしまうと年代のバランスが崩れてしまうことも認識している。

合併に伴い、職員が多かった時期は採用を控えていたこともあり、40 歳　前後では一人も職員がいない年もある。そのような状況にならないよう、職員の派遣、長期研修なども取り入れながら適切な職員採用をしたいと考えている。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第70号　飯綱町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：最終的に65歳まで定年が延長されるし、再任用の場合も同じだと考える。また、給料も約70％ということで条件は同じように見えるが、両者の違いは何か。

回答①：60歳を迎えた時の選択肢は３つとなる。１つは退職するという選択がある。２つ目は定年延長によりフルタイムの職員を続けるという方法。３つ目は一旦退職し、定年前再任用短時間勤務職員として週３日や１日６時間などの短時間勤務の職員となる方法である。定年延長を選択した職員の給与は 60 歳到達時の 70％水準となる。一方、定年前再任用短時間勤務職員は段階的に定年が延長されるため、例えば 61 歳で定年となった職員が 65 歳まで暫定再任用を希望する場合は、各給料表の末尾に記載の給料月額が適用され、70％水準には達しないこととなる。

質疑②：役職定年で給料が 70％水準となるが、果たして医師が 70％で続けてくれるか心配だが、その場合に80％水準にするというような特例などあるか。

回答②：医師については役職定年から除外されているため、給与が 70％水準となることはない。また、第４条については、定年をさらに延長する特例で勤務延長と言っているが、以前からあったもので主に医師について適用しているものである。医師はこの制度により 70 歳を超えても同じ条件で引続き勤務することも可能である。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 71 号　飯綱町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

質疑：なし

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 72 号　飯綱町職員の旅費に関する条例及び飯綱町特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：説明において、赴任に係る移転料などの特殊旅費の創設とあったが、長野県内での赴任でも対象となるか。また、これを創設するということは、職員の県外赴任の可能性があると理解して良いか。

回答①：県内の赴任は、災害派遣なども想定され、実際、千曲川関連の災害の際は長野市へ派遣している。住居まで構えての県内の赴任となれば、当然対象となる。また、これから定年延長となり、職員採用も継続しなければ年代層のバランスが崩れることも考慮する中で、派遣や研修を充実させていくという考えもあり、国の機関や自治大学校、交流都市等を想定し提案したもの。

質疑②：他の自治体では、海外や民間企業への派遣も実施している。当町でも実施する考えはあるか。

回答②：海外派遣に関してはこの条例の中では想定していない。民間企業への派遣や研修等に関しては考えていく必要があると思っている。民間企業であれば県外でなくても近くに優良な企業があるので、まずはそういった企業からどうかということは検討している。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 73 号　飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

質疑①：役場窓口での交付申請はできるのか。

回答①：窓口手続きは今までどおり。

質疑②：アプリ利用の交付申込で情報の漏洩に対する考えは。

回答②：情報はあくまでも交付申込のみで、発行は紙ベースで他の情報機器によるもので情報のデータによる漏洩はないと考える。

質疑③：アプリ利用で情報の不正アクセス、ウィルス対策はどうするのか。

回答③：アプリは国の仕組みでのピッタリサービスを経由して行うので問題はないと考える。

質疑④：窓口での交付申請に本人確認の印は必要なのか。

回答④：国の法改正に伴い、町においては補助金など金品が対象となるもの以外、不要としている。様式が町全体としては膨大な数となるため、各手続き時において不要の対応をしている。

質疑⑤：アプリによる交付請求で請求物は郵送とあるが、郵送料金の取扱いは。

回答⑤：電子決済による精算時に、交付手数料及び郵送料を決済するようになる。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 75 号　飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

質疑①：料金改定して値上げした場合、利用者がどの程度減るかシミュレーション
したことはあるか。

回答①：していない。

質疑②：料金値上げして利用が減ればもっと悲惨になる。かえって現状維持にしておけば減る心配もないが、値上げして減ったということになればもっと大変なことになるのでは。

回答②：指定管理者もその辺のリスクは十分承知している。しかし、天狗の館の宴会が思うように増えず収益が上がらないことから、経営上利用者が多いところから少しでも利用料金をあげて、経営の安定化を図っていきたいという思いである。ただ今回の改定金額については上限を設定しているので、即座にこの金額に上げるということではない。指定管理者と相談しながら金額の設定をしていく。

質疑③：上限ということだが、何年度にどのぐらいにしてなど金額設定があるのか。

回答③：それはこれから相談をして決めていきたい。

質疑④：その資料を添付してもらわないと急に金額が上がったようにみえる。段階的に改定をしていきたいという資料を出してほしい。

回答④：現状の条例もそうであるが、上限を定めさせていただいて、そこへ持っていく年数については明記してはない。指定管理者とは今後協議していくということで、了承を得ている。改定計画については今後詰めていくので、今回の条例改定にあたって資料の添付はできない。

質疑⑤：その元資料がなければ、値上げに賛成することができない。３年後、半年後にはここまでにしたいというシミュレーションをしてほしい。

回答⑤：あまりにも極端に上がるようであれば、激変緩和策として町民割等検討していく。また、今回改定する金額が他の近隣施設より大幅に上がっているということではないので理解願いたい。

意見①：金額を上げていくことは、いけないとは思わない。ただ、上げていくにあたっても飯綱町は道路が悪い。車社会になり、スキー場に行くにも道路をきれいにしてから値上げをしていってはどうか。それまでは様子を見て少しずつあげていくのが筋ではないかと思う。

質疑⑥：改定の理由の中に、エネルギー物価高騰とあるが、手漕ぎボートやペタルボート、わかさぎの穴釣りは、エネルギーの高騰に該当してくるのか。

回答⑥：平成 26 年の改定以降、人件費が上がっている。ボートなどの維持管理、積雪した湖面の転圧作業や東高原観光施設の草刈り等、全体を管理するすべての人件費である。

質疑⑦：人件費の高騰とするべきではないか。

回答⑦：つけ加えさせていただきたい。

質疑⑧：料金改定をするにあたって、町として検討された結果なのか、運営会社から上げてもらいたいという要望があったのかどちらか。

回答⑧：運営会社から要望はあったが、金額については希望額どおりでなく、町として検討し判断をした結果である。

質疑⑨：料金を上げる理由の基準はエネルギーと人件費の高騰という話であるが、これは提供する側の考え方であり、料金を上げることを前提に考えている。客数が減っており、我々が賛成か反対かといわれた時に、客側の発想を組み込んで判断しなければならない。お客さんの考えも鑑みて料金設定を提案してほしい。経営能力とは関係がない。もしコストを考えてみたということであれば、入館料、入湯料をさげるべきである。

回答⑨：入館料 600 円については今回据え置き、その他の施設については近隣同等もしくは同等以下ぐらいの設定とした。入館料については今後検討していく。

意見②：色々と意見がでたが、会社の経営は会社が一番わかっていて、会社の戦略もある程度理解しなければいけない。30%上げるというのは、町の施設なら経費の積み上げをやりながら設定をしていく。一方的にダメということで、倒産しても困る。議員や町民に説得ができる積み上げ方式で決めてもらいたい。

討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○請願第７号　免税軽油制度の継続を求める請願

説明者：飯綱東高原観光開発株式会社　代表取締役　仲俣俊晴　氏

質疑①：今年、来年のシーズンは、免税制度がある。なぜこの時期の請願なのか。

回答①：制度の終了間際の取組では間に合わないので早めに取組、声を上げている。

質疑②：索道協会とは、全国的な組織か。

回答②：長野は北陸信越のグループ。他に石川、富山、新潟県が同じグループ。

質疑③：例えば軽油を北陸信越全部で一括購入できないか。せめて長野県中の索道全部で一括購入することはできないか、そうすると安く仕入れると思うがどうか。

回答③：スキー場の所在地が離れていて、配送のこととかいろいろな問題があり、あまり現実的ではないと思う。今後開かれる索道の会議の中で今回の請願の審査の中でこういう意見が出たことは報告する。

質疑④：請願のあて先は国土交通大臣だが、多くの皆さんが国に要望するとOKになりやすい。今回の場合、免税軽油は農業関係とか漁業関係も含まれるので、そういう組織と連携をとると大きい声になる。宛先は国土交通大臣だけでいいのか。検討したか。

回答④：国土交通省だけでなく税金に対する部分であったり、免税措置というのは林業や農業であったりいろいろ多岐にわたるので、もう少し幅広く、ついては長野県知事とかにもという形をとらせていただきたいと思っている。

意見①：横の連絡を取りながら、大勢の皆さんも仲間にした方がよい。

質疑⑤：前回、請願が出されたときに大勢の皆さんに呼び掛けて仲間になってもらい請願を上げる方が効果があると言ったのに、今回の請願の内容は前回と変わっていない。なぜか。

回答⑤：スキー場だけよくなればいいという考えではなく、良い制度は長く続くように仲間を拡大して取り組められるようにしたい。

質疑⑥：免税軽油制度を続けるようにとの請願は、全国的に大きな取り組みになっているのか。

回答⑥：今は、長野県とか北海道とか免税軽油の使用量が多いところが中心で取り組んでいる。

意見②：全国で声を上げて令和６年３月以降も廃止されないように取り組んでほしい。

討論：なし

採決の結果、全員賛成で採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和４年 12 月 15 日

飯綱町議会議長　渡　邉　千賀雄　　様

福祉文教常任委員会委員長　　伊　藤　まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件　　名	審査の結果
議案第 74 号	飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	可　決
陳情第８号	安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書	一部採択
陳情第９号	介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情	不採択
陳情第 10 号	インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 74 号　飯綱町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：信濃町の影響世帯はどのくらいか。
回答①：世帯数は不明だが、汲み取りの人口は令和３年度末で 1892 人になる。
質疑②：信濃町の浄化槽はどのくらいか。
回答②：浄化槽の人口は 1614 人になる。世帯人口になるので企業等の数は含まれていない。
質疑③：汲み取りと浄化槽の料金はどのくらい差があるか。下水道料金より安いのか。
回答③：汲み取りと浄化槽の料金は同じである。下水道料金との比較は、下水道は根本的にし尿と生活排水の全てに係る使用料となるので下水道料金の内、し尿がどのくらいなるのかは計算できない。
質疑④：汲み取りの利用者は、生活排水をどのように処理しているのか。
回答④：通常排水路に放流している。
討論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○陳情第８号　安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書

説明者：なし
意見①：今の状況は、自然ではない。病院に入れないのは、おかしい。陳情項目４の患者、利用者の負担軽減に関することには反対する。別の機会にすべき内容と考える。
意見②：知り合いに看護師職がいる、大変さは理解できる。陳情項目４には反対。負担はすべきである。
意見③：スタッフの疲労は理解できるが、陳情項目４には賛同できない。
討論：なし

一部採択採決の結果：陳情項目４を削除する一部採択とすべきとの意見が出され、採決の結果、全員賛成で一部採択とした。

○陳情第９号　介護保険制度の改善を求める意見書提出についての陳情

説明者：なし
意見①：国の負担が増えれば、その負担は子供たちにかかっていく。それが続くと、国は大丈夫か。
意見②：介護保険料を引き上げなければ、制度は維持できない。維持するためには制度を見直さねばならない。
討論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第 10 号　インフルエンザや風邪と同等（又はその物である）と完全にバレている存在証明不能かつ遺伝子配列滅茶苦茶の新型コロナウイルスに対する、おみくじ同然のインチキＰＣＲ検査や有害無益な過剰マスク強要等の、非科学的洗脳、特殊詐欺、霊感商法により流産を含む健康被害と約 11 万人以上の超過死亡被害等を発生させた新型コロナワクチン、及び効果なしのインフルエンザワクチン、及び被害者激怒の不妊化目的子宮けい癌ワクチン、及び乳幼児突然死、ぜん息、川崎病、ＡＤＨＤ、自閉症等の原因となる母子手帳ワクチン過密スケジュールのすべてを拒否し、グレートリセットや世界人口削減の罠に掛からないよう声を掛け合い対策を講じる陳情

説明者：原　秀史　氏

質疑①：ワクチンは打つなということか。

回答①：そういうことだ。

意見①：ワクチン接種は、合意で行われている。願意が不明であり資料は説得力に欠けている。町内の保護者は、勉強会をして判断している。

意見②：ワクチン接種者が罹患しても軽く済んでいる。強制で行っているわけではない。マスクはしない、ワクチンは打たないは間違っている。

討論：なし

採決の結果：全員反対で不採択とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

３番

４番

５番